

第3期新見市地域福祉計画

令和6年3月
新 見 市

は じ め に

現在、急速に進む少子高齢化をはじめ、個人の価値観や生活スタイルの多様化、自然災害の増加、新型コロナウイルス感染症の世界的流行等により、私たちの生活環境は大きく変化しております。

また、人と人とのつながりの希薄化により、地域の様々な福祉課題が見えにくくなるだけでなく、課題を抱える個人・家庭が手を差し伸べられることなく社会的に孤立していくことが懸念されるとともに、多様な福祉課題の複合化・複雑化に伴い、行政をはじめとした支援機関の横断連携のあり方も問われています。



こうした状況の中、住み慣れた地域で自分らしい生活を生涯続けることができるよう、身近なつながりや地域における支え合いや助け合いが、今、改めて求められているところであります。

この度、現行計画の期間が満了となることから、これまでの取組や変化の激しい社会情勢を踏まえ、地域福祉のより一層の充実に向けた見直しを行い、「第3期新見市地域福祉計画」を策定いたしました。

この計画は、基本理念を「みんなで支え合い、共に生きるまち」とし、「地域福祉の担い手の育成・住民参画の促進」、「住み慣れた地域で必要なサービスを受けられる体制づくり」「安心して住み続けられる快適なまちづくり」、「地域福祉を支える市の体制強化」の4つの基本目標における取組を進めていくことで、地域のつながりをさらに強化し、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指してまいります。

この計画の実効性を高めるためには、行政や社会福祉協議会だけでなく、市民の皆様をはじめ、地域で活躍する様々な活動主体ごとに期待される役割を果たしながら、互いに連携して取り組んでいくことが重要であります。より一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査等、様々な形でご協力をいただきました多くの皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

新見市長

戎 育

目 次

第1章	計画の策定にあたって.....	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の概要.....	7
第2章	新見市の現状.....	9
第1節	新見市の概要	9
第2節	地域福祉の現状	12
第3節	アンケート調査の結果.....	20
第4節	第2期新見市地域福祉計画における取組状況の検証	40
第5節	アンケート調査からみえる課題等	43
第3章	地域福祉計画における基本理念.....	46
第1節	計画の基本理念	46
第4章	施策の推進	49
第1節	（基本目標1）地域福祉の担い手の育成・住民参画の促進	49
第2節	（基本目標2）住み慣れた地域で必要なサービスを受けられる体制づくり	54
第3節	（基本目標3）安心して住み続けられる快適なまちづくり	64
第4節	（基本目標4）地域福祉を支える市の体制強化	71
第5章	地域福祉の実現に向けて.....	75
第1節	計画の推進体制の強化・充実.....	75
第2節	計画の周知と点検及び評価体制	78
第6章	資料	79

※本計画における年号の表記については、以下のとおりとしています。

- ・令和6年までは「和暦」のみの表記
- ・令和7年以降は「和暦」「西暦」の併記

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

近年は、少子高齢化や単身世帯の増加、プライバシーの意識の高まり、ライフスタイルの多様化等の社会変化に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会情勢の変化を背景に、人と人とのつながりが希薄化し、地域で支え合う機能の低下が進んでいます。

また、社会的に孤立する中で、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できず、適切な支援に結びつかずに課題が深刻化する状況がみられます。このため、地域における人と人のつながりを再構築し、誰もが住み慣れた地域で、その人らしい尊厳のある生活を送ることができる社会が求められています。

さらに近年、8050 問題から 9060 問題への移行、ダブルケア、ひきこもり、社会的孤立、孤立死等の複合化・複雑化する課題への対応が必要となっています。また、介護保険制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度など対象者別の支援のみでは解決が困難となるケースが増加しています。

このように、制度・分野ごとの縦割りでは解決できない複合的な課題や制度の狭間などの課題に対応していくためには、「支え手」「受け手」という関係によることなく、誰もが生きがいと役割を持って地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指していくことが重要です。

国では、平成 29 年に社会福祉法を改正し、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図るとともに、市町村は、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みることができる環境の整備と、生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制を整備することなどが努力義務化されました。そして、令和 3 年の社会福祉法の改正では、重層的支援体制整備事業が創設されています。

本計画は、こうした近年の地域福祉や社会情勢を取り巻く状況の変化に対応するため、今後の新見市の地域福祉の方向性を定め、地域福祉のより一層の充実を図ることを目的として策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は社会福祉法第4条に規定する地域福祉の推進を目的として、同法第107条の規定に基づき市町村が策定し、福祉に関する部門別計画（子育て、高齢者、障がい者等に関する部門別計画）に関する『共通軸に関する施策』を体系化する福祉分野の上位計画に位置づけられる計画であり、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

■社会福祉法（抜粋）■

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

3 地域福祉の概念

(1) 地域福祉の考え方

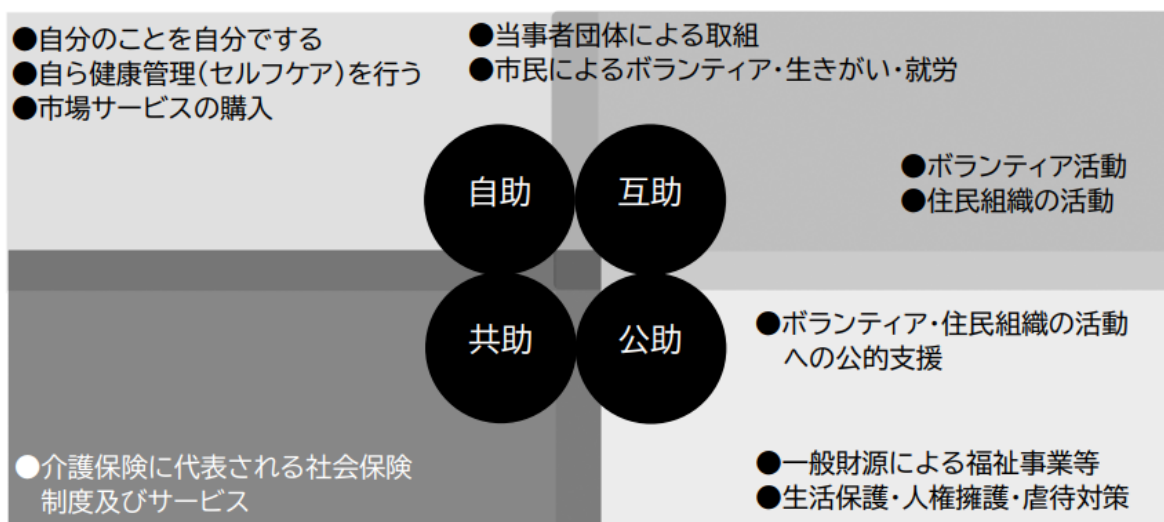
人は誰でも、ライフステージを通じて、しばしば一人では解決が難しい何らかの課題や生きづらさを抱えることがあります。医療や介護、その他様々な福祉制度などが、生涯における多様な困難を低減する仕組みとして存在しますが、多様化・複雑化する課題に対し、対象者別の制度の支援のみではすべての解決は難しく、制度の狭間で課題を抱え込んでしまうケースもあります。

地域福祉とは、誰もが、住み慣れた地域で安心してその人らしい尊厳のある生活を送れるよう、行政や福祉関係者、市民等が互いに協力して「暮らしやすい地域づくり」を進めることです。

また、地域福祉では、高齢者、障がい者、子どもなどを縦割りで捉えるのではなく横断的に支援する必要があります。さらには、生活困窮者やダブルケア、ひきこもり等、複合的な課題も視野に入れた包括的な支え合いのあり方を考えていくものです。

市民、福祉関係者、社会福祉協議会、行政などが、それぞれの役割を果たすとともに、自分のことを自分でする「自助」、住民組織の活動など自発的に相互に支え合う「互助」、社会保険制度など費用負担の制度的な裏付けをもとに相互に支え合う「共助」、税による公の負担に基づく「公助」を重層的に組み合わせ、すべての人々を社会的孤立・排除等から援護し、地域社会の一員として包み支え合う、社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）の理念に基づき地域福祉を推進する必要があります。

■助け合いの基盤となる「自助」「互助」「共助」「公助」■



(2) 地域共生社会について

地域コミュニケーションの希薄化などに加え、社会的孤立等、制度の狭間の問題などが顕在化しています。地域を取り巻く状況が一層多様化、複雑化する中、将来に向けて健康で幸せを感じる住みよいまちづくりを進めていくためには、市民同士の助け合いや市民と行政との協働などをさらに推進していくことが重要です。

こうした取組を進めるとともに、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の構築を図ります。

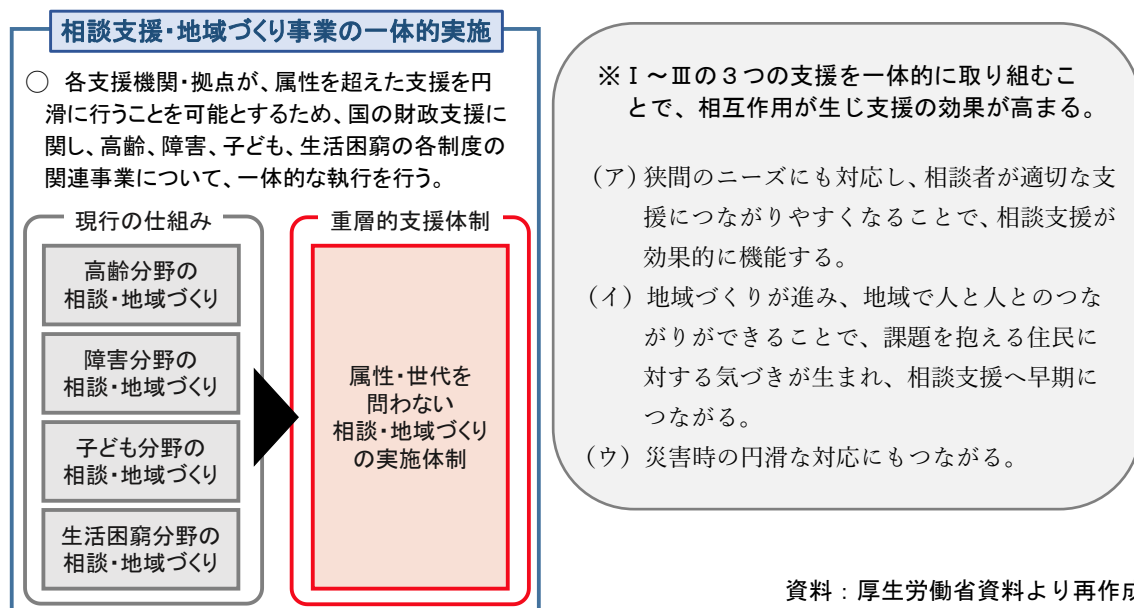
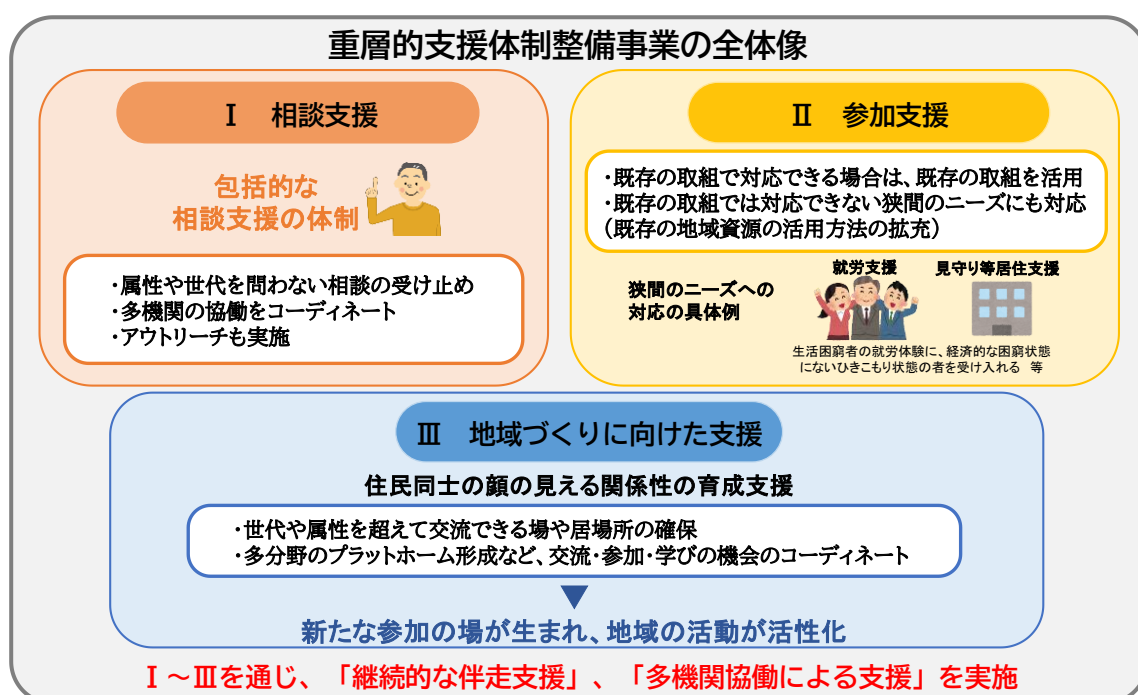


資料：厚生労働省 地域共生社会ポータルサイト

(3) 重層的支援体制整備事業

地域共生社会の実現に向けて、令和2年に成立した改正社会福祉法（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律による改正）において、重層的支援体制整備事業が法定化されました。

当該事業は、福祉に関する地域課題が複雑化・複合化し、子ども・高齢者・障がい者・生活困窮といった従来の福祉分野別の支援体制では対応が困難になっている現状に対するものです。属性を問わず広く住民を対象とした事業を創設することで、市町村において福祉分野を超えた柔軟な取組が展開されることを狙いとしています。ただし、当該事業は任意事業であり、実施については市町村の判断に委ねられています。



(4) 孤独・孤立化対策

家庭や地域、職場で人々が関わり合い、支え合う機会の減少によって「生きづらさ」や「孤独・孤立」が生まれる社会的背景において、特に、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会に内在していた「孤独・孤立」の問題が顕在化、あるいは深刻化し、人々との関係性や「つながり」がさらに希薄化しつつあります。

国においては、令和5年5月31日に「孤独・孤立対策推進法」が制定され、「孤独・孤立」の解消に社会全体で取り組み、当事者や家族等の立場に立った施策を推進することで、人々との「つながり」を実感できる地域づくりを推進することを、その主な趣旨としています。

なお「孤独・孤立対策推進法」は、令和6年4月1日に施行されます。

「孤独・孤立対策推進法」の基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

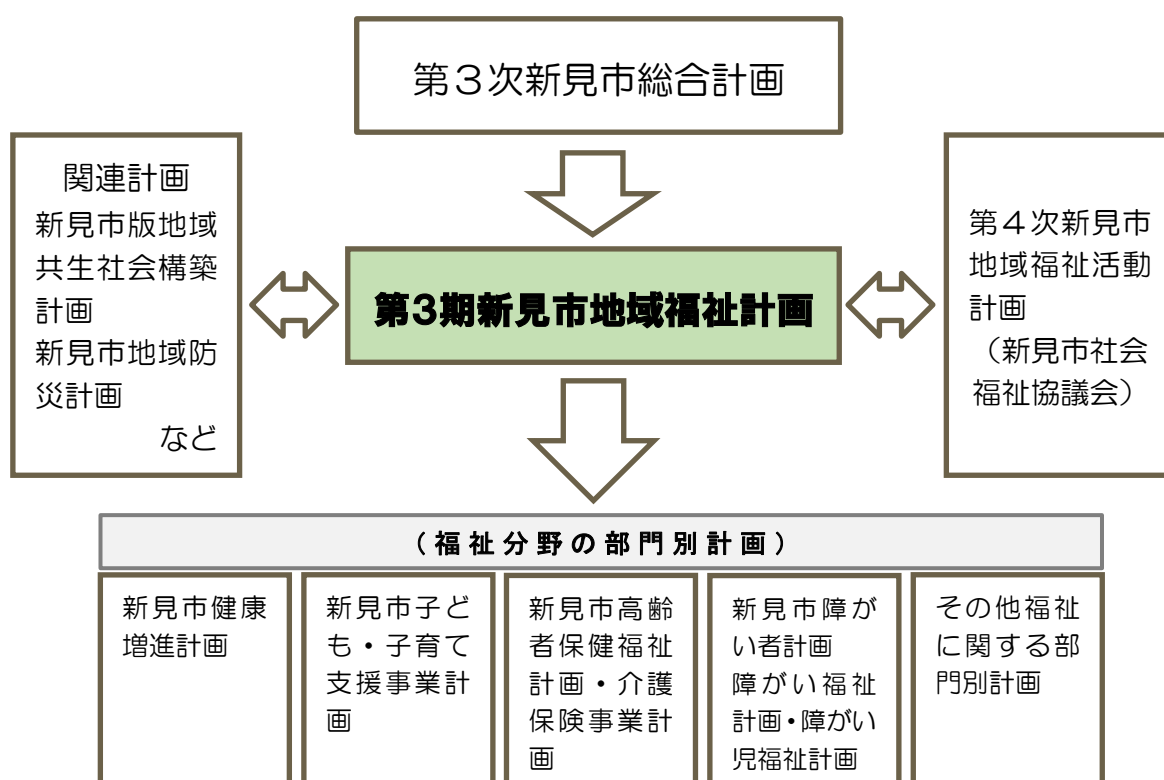
資料： 内閣官房 孤独・孤立対策担当室

第2節 計画の概要

1 他計画との関係

現状は、高齢者、障がい者、子ども・子育てといった対象ごとに計画が策定され、それぞれ根拠法を異にしていますが、これらに共通する事項を新見市地域福祉計画に盛り込むことで関連する計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保した福祉分野の「上位計画」として位置づけることで、制度の縦割りではない包括的な支援を推進します。

また、新見市社会福祉協議会が策定する「新見市地域福祉活動計画」は、地域住民と社会福祉の活動及び事業の推進を目的とするすべての団体等とともに、地域福祉の推進に取り組むための実践計画です。社会福祉協議会が、地域福祉推進の中心的な役割・機能を果たしていくために、地域を支える各種団体と協働しつつ、これからの福祉のまちづくりに向けた具体的な活動を明確にするための計画です。



2 計画期間

令和 6 年度から令和 11 年度（2029 年度）までの 6 か年とします。なお、必要に応じて随時見直しを行います。

3 計画の策定体制と方法

本計画の策定にあたっては、市の現状や市民の意向などを把握するほか、策定段階からの積極的な地域福祉の担い手の意見聴取を行うため、以下の調査及び検討を行います。

（1）新見市地域福祉計画策定委員会による検討

地域福祉計画は、本市行政組織の幅広い部門に関連するため、有識者、社会福祉団体等の代表、関係行政機関の職員等から構成される「新見市地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画の策定及び地域福祉に関する施策の推進について協議するとともに、その提言を計画に反映させています。

（2）アンケート調査の実施

地域福祉に関する課題やニーズを把握するため、一般市民を対象に「新見市地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。また、市内で活動している福祉団体等に対し、アンケート調査を実施しました。

（3）パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、広く市民の意見を聴取するため、パブリックコメントを実施しました。

第2章 新見市の現状

第1節 新見市の概要

1 地勢と交通

(1) 地勢

本市は、岡山県の西北端に位置し、三大河川の一つである高梁川の源流域でもあります。南は高梁市、東は真庭市に、そして北は鳥取県日野郡、西は広島県庄原市に接しています。

本市の面積は、793.29 km²で岡山県の 11.2%を占めています。全域が中国山地の脊梁地帯に属するため、起伏の多い地形であり、総面積の 86.0%にあたる 682.25 km²を森林が、3.7%にあたる 29.48 km²を耕地が占めています。

(2) 交通

本市には、近畿方面と広島・九州方面を結ぶ中国自動車道が通り、米子方面と岡山・倉敷方面を結ぶ国道 180 号が南北に走るとともに、国道 182 号、県道新見勝山線が東西に走っています。あわせて、本市には JR 伯備線、JR 姫新線及び JR 芸備線が通っており、新見駅がそれらの結節点となっているなど、交通の要衝となっています。また、本市の公共交通の中心となっている路線バスは、民間事業者の路線バスと市営バスが運行していますが、利用者は全体的に減少傾向にあり、市民の利便性の向上を図るため、新たな交通として予約型乗合タクシーの導入を進めています。

1 人口の推移

(1) 総人口の推移

住民基本台帳による令和5年3月末現在の総人口は、26,894 人となっています。年齢3区分別人口でみると、年少人口、生産年齢人口、老年人口のいずれも減少傾向が続いています。高齢化率（老年人口比率）は令和5年3月末現在で 43.2%と、老年人口が減少している一方で高齢化が進んでいることがわかります。

■総人口と年齢3区分別人口の推移■

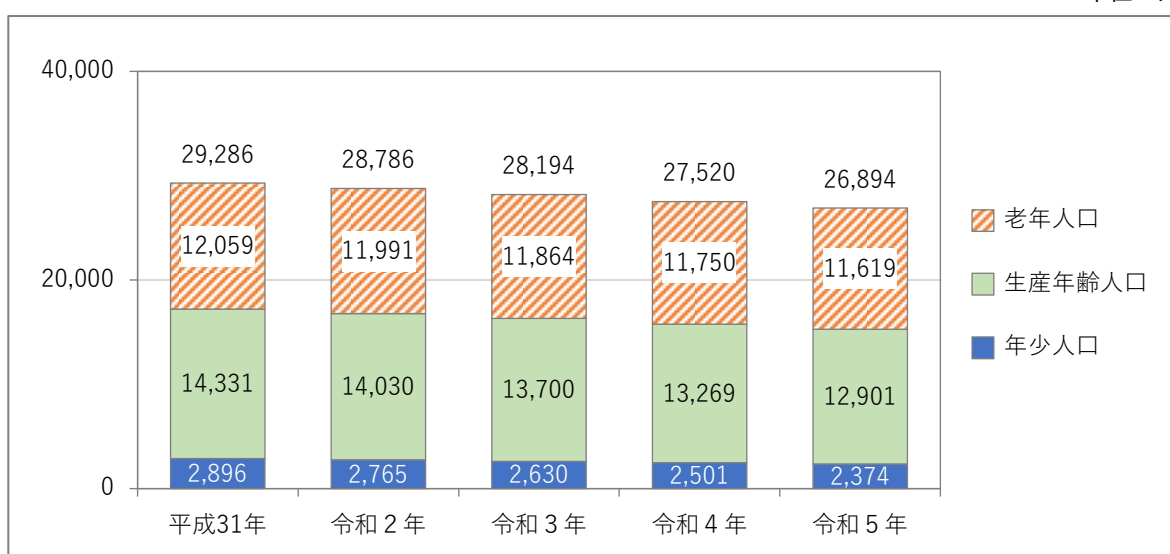
単位：人、%

		平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
年少人口 (15 歳未満)	人口	2,896	2,765	2,630	2,501	2,374
	(構成比)	9.9	9.6	9.3	9.1	8.8
生産年齢人口 (15～64 歳)	人口	14,331	14,030	13,700	13,269	12,901
	(構成比)	48.9	48.7	48.6	48.2	48.0
老年人口 (65 歳以上)	人口	12,059	11,991	11,864	11,750	11,619
	(構成比)	41.2	41.7	42.1	42.7	43.2
総人口		29,286	28,786	28,194	27,520	26,894

資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

■新見市の人口の推移■

単位：人



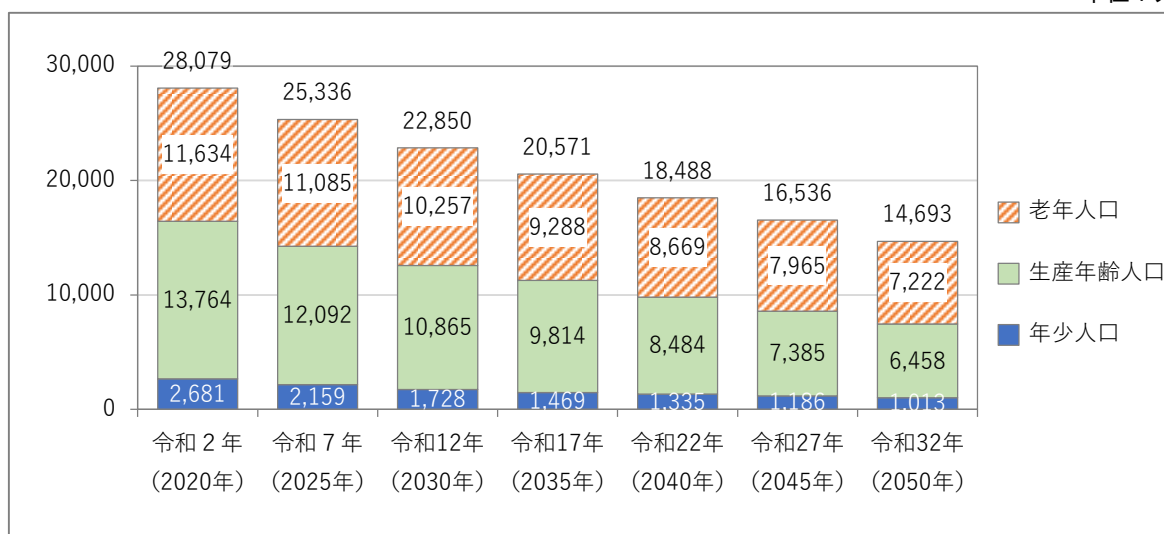
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」によると、本市の人口は今後も減少を続け、令和32年（2050年）以降は総人口が1万5千人を下回り、総人口は令和2年比で2分の1程度まで縮小することが見込まれています。総人口に占める老年人口の割合（高齢化率）をみると、令和32年（2050年）には49.2%と5割に近くなります。

■年齢3区分別人口の将来推計■

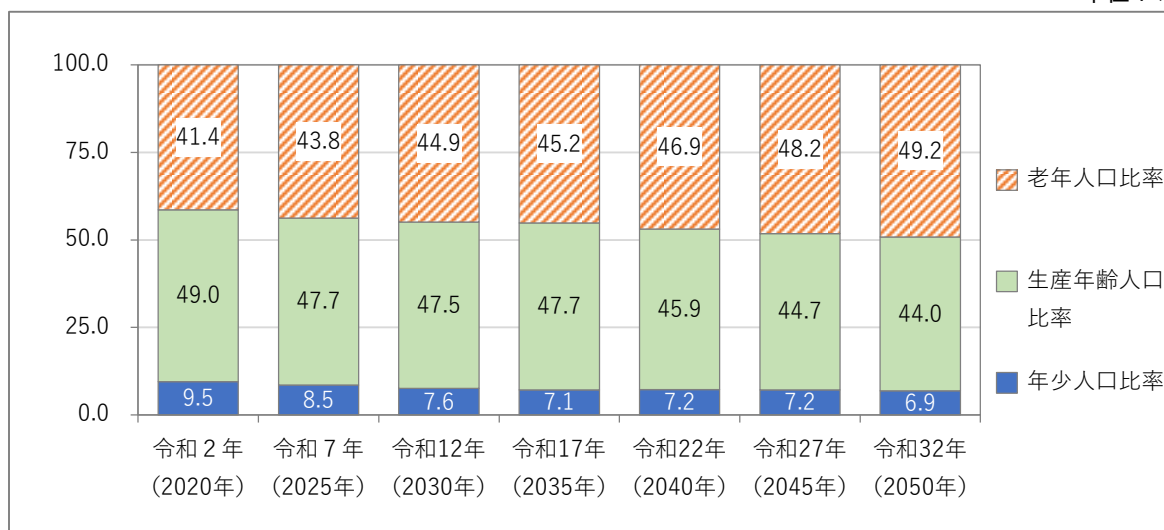
単位：人



資料：国立社会保障・人口問題研究所推計

■年齢3区分別人口の将来推計■

単位：%



※端数処理により、年齢3区分別人口比率の和は100.0%とならない場合がある。

資料：国立社会保障・人口問題研究所推計

第2節 地域福祉の現状

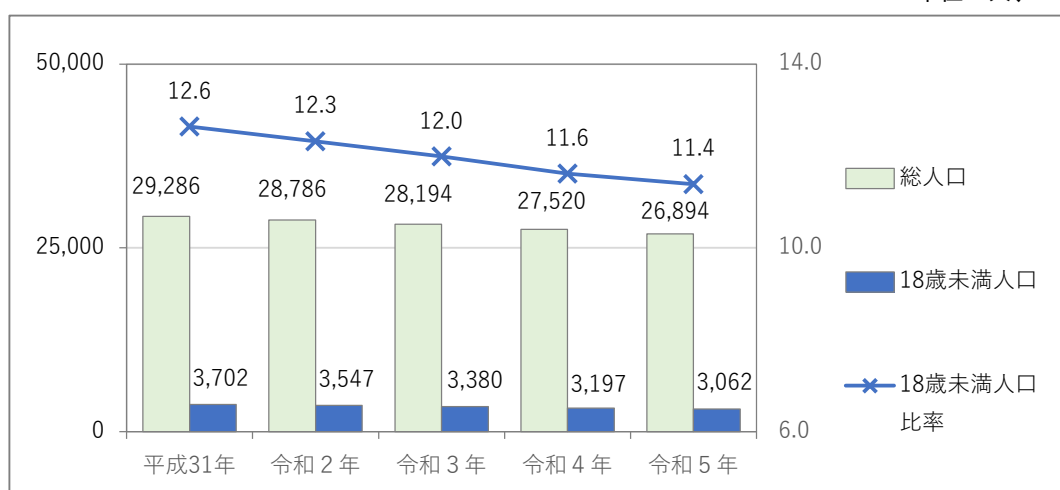
1 支援を必要とする人の現状

(1) 子ども・子育て世代

本市に居住する18歳未満の人口は令和5年3月末現在、3,062人となっており、総人口のうち11.4%を占めています。少子化に伴い、18歳未満人口、18歳未満人口比率ともに低下しています。

■総人口と子ども（18歳未満）人口、子ども人口比率の推移■

単位：人、%

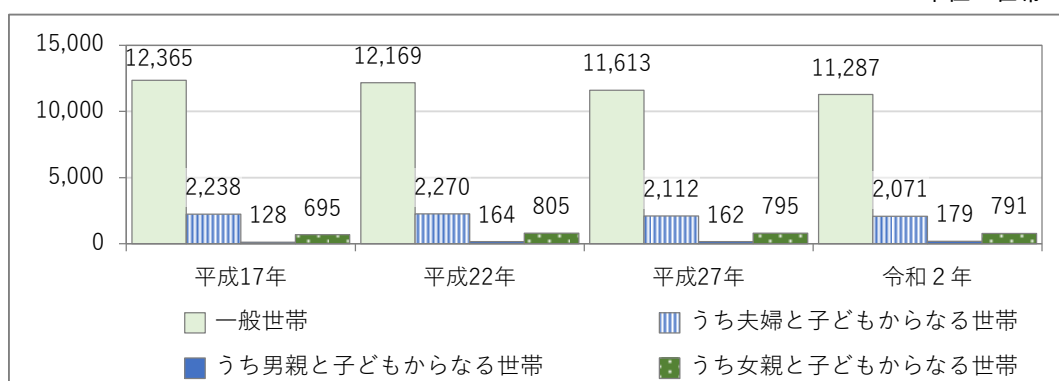


資料：住民基本台帳（各年3月末）

また、子どものいる世帯数についてみると、一般世帯数が減少している一方で、「うち男親と子どもからなる世帯」、「うち女親と子どもからなる世帯」は平成22年以降、横ばいとなっており、社会的支援の重要性が高まっていることがわかります。

■子どものいる世帯数の推移■

単位：世帯



資料：国勢調査

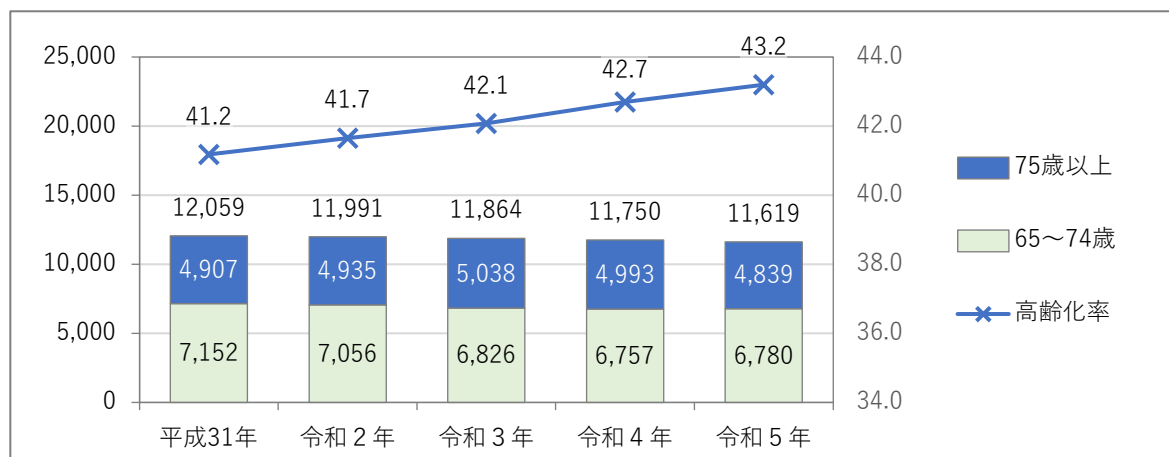
(2) 高齢者

高齢者数の推移をみると、令和5年3月末現在、前期高齢者にあたる65～74歳は6,780人、後期高齢者にあたる75歳以上は4,839人、高齢化率は43.2%となっています。

高齢者数は平成31年以降減少傾向を示しています。

■高齢者人口と高齢化率の推移■

単位：人、%

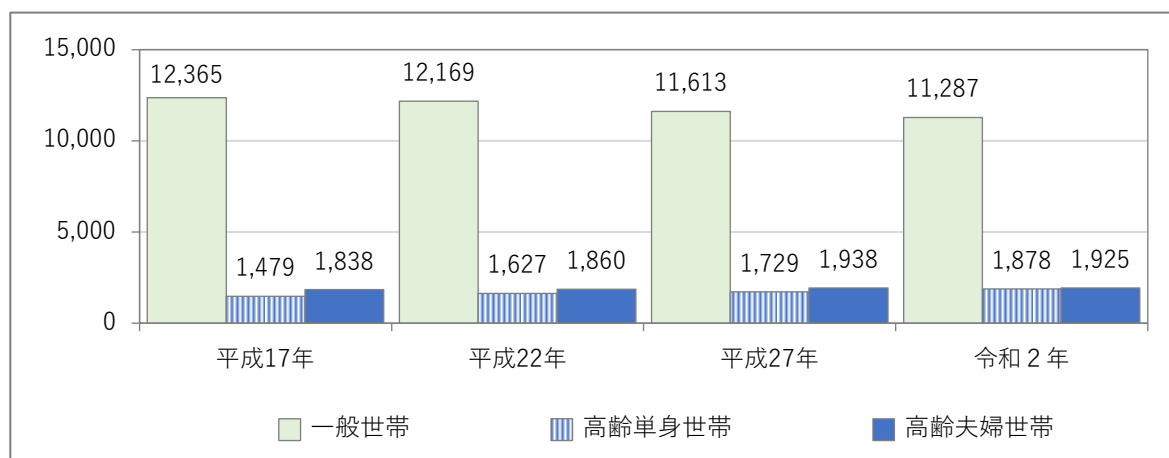


資料：住民基本台帳（各年3月末）

また、高齢者世帯についてみると、高齢化に伴い「高齢単身世帯」は増加傾向にあり、「高齢夫婦世帯」は令和2年ではやや減少となっています。高齢者の孤立を防ぐための取組の重要性が高まっています。何らかの支援を必要とする人は今後も増加することが想定されます。

■高齢者のいる世帯の推移■

単位：世帯



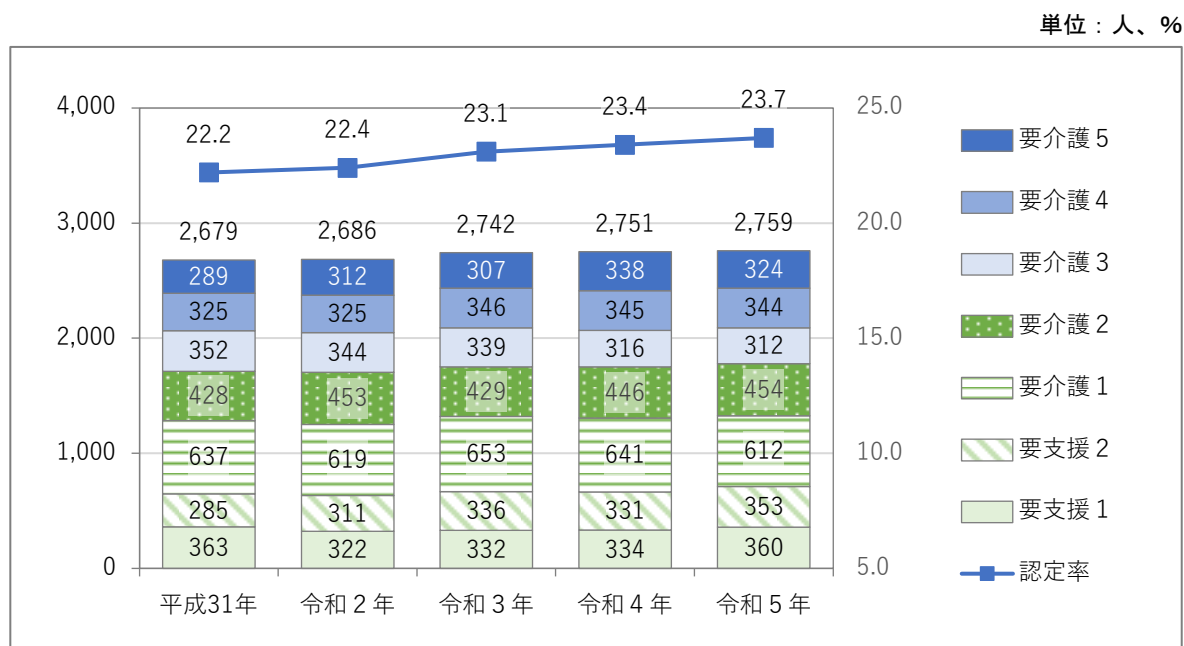
資料：国勢調査

平成 31 年から令和 5 年における要介護（要支援）認定者数についてみると、要介護（要支援）認定者数は増加傾向を示していることがわかります。

認定率でみると、平成 31 年以降はいずれも 20%を超えており、令和 5 年には 23.7%となっています。

令和 7 年（2025 年）には団塊の世代が 75 歳以上（後期高齢者）となることから、要介護（要支援）認定者数は今後増加する可能性が高いと想定されます。

■要介護（要支援）認定者数の推移■



資料：地域包括ケアシステム見える化システム（各年 4 月 1 日）

(3) 障がい者

本市に居住する障害者手帳の所持者数（総数）の推移をみると、減少傾向にあることがわかります。身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移していますが、療育手帳所持者は微増、精神障害者保健福祉手帳所持者は横ばいとなっています。

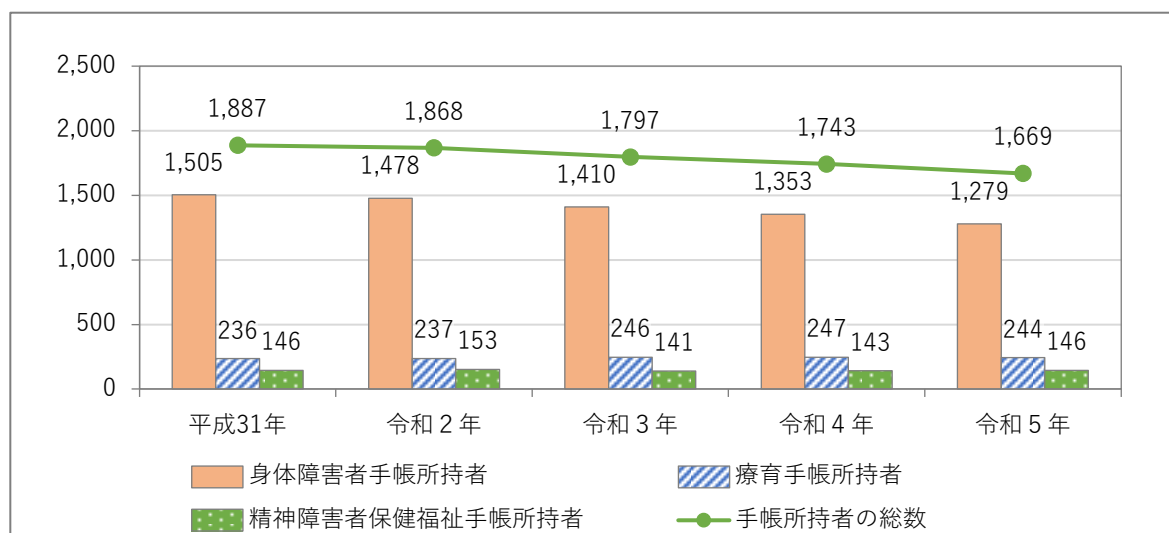
また、身体障害者手帳所持者の年齢構成をみると、手帳所持者のほとんどを18歳以上の障がい者が占めています。65歳以上（高齢者）の身体障害者手帳所持者は、令和5年では82.1%を占めています。

療育手帳所持者は18～64歳で増加傾向にあり、18歳未満及び65歳以上では微減となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者については、18～64歳でおよそ8割を占めている中で増加傾向にあり、18歳未満及び65歳以上では横ばいとなっています。

■障害者手帳所持者数の推移■

単位：人



資料：福祉課（各年3月末）

■障害者手帳所持者数の年齢別推移■

単位：人

		平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
身体障害者 手帳所持者	18 歳未満	13	15	15	14	8
	18～64 歳	252	248	233	235	221
	65 歳以上	1,240	1,215	1,162	1,104	1,050
	計	1,505	1,478	1,410	1,353	1,279
療育手帳 所持者	18 歳未満	44	40	41	36	34
	18～64 歳	162	167	173	182	182
	65 歳以上	30	30	32	29	28
	計	236	237	246	247	244
精神障害者 保健福祉手帳 所持者	18 歳未満	5	5	3	3	4
	18～64 歳	116	123	115	116	119
	65 歳以上	25	25	23	24	23
	計	146	153	141	143	146

資料：福祉課（各年 3 月末）

（４）その他支援を必要とする人

生活保護の受給世帯と世帯に属する人員は以下のとおりです。生活保護受給世帯数と世帯に属する人員は減少傾向を示しています。

■生活保護の受給世帯と世帯に属する人員の推移■

単位：世帯、人

	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
世帯数	163	157	144	138	128
人員	190	183	167	157	144

資料：福祉課（各年 4 月 1 日）

生活困窮者と自立支援制度における支援の状況は以下のとおりです。相談件数とプランの策定数を示しています。

■生活困窮相談件数と自立支援制度における支援の状況の推移■

単位：件

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
生活困窮相談件数 (延べ数)	583	1,017	689	1,503
自立支援制度に おける支援の状況	5	0	2	9

資料：福祉課

本市の自殺者数と自殺死亡率については、以下のとおりです。

■自殺者数と自殺死亡率の推移■

単位：人

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
自殺者数	8	3	7	5
自殺死亡率	19.8	10.1	24.1	15.5

資料：厚生労働省「人口動態統計」、地域自殺実態プロファイル 2022（いのちを支える自殺対策推進センター）
※自殺死亡率は人口 10 万人対の数値。

2 地域福祉を支える人の現状

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員数はこの5年間で変化していません。

■民生委員・児童委員数の推移■

単位：世帯、人

	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
人員	133	133	133	133	133

資料：福祉課（各年4月1日）

(2) 福祉委員

福祉委員数は、この5年間で微減となっています。

■福祉委員数の推移■

単位：人

	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
人員	854	853	844	837	836

資料：新見市社会福祉協議会（各年4月1日）

(3) 地域運営組織

地域運営組織は令和2年より各地区で組織化され、令和5年4月1日現在では18の地区で活動を行っています。

■地域運営組織数の推移■

単位：組織

	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
組織数	—	2	6	11	18

資料：総合政策課（各年4月1日）

(4) ボランティア団体

ボランティア団体数はこの数年で変化していませんが、所属する人数が平成 31 年から増加しています。また、個人ボランティアについても増加傾向にあります。

■ボランティア数の推移■

単位：団体、人

		平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
グループ	団体数	4	4	4	4	4
	所属する人数	266	269	269	248	298
個人		18	18	59	51	87
登録人数の合計		284	287	328	299	385

資料：新見市社会福祉協議会（各年 4 月 1 日）

(5) NPO団体

NPO団体数は 5 年間で変化していません。

■NPO団体数の推移■

単位：団体

	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
団体数	16	16	16	16	16

資料：総合政策課（各年 4 月 1 日）

第3節 アンケート調査の結果

1 市民アンケートの調査結果

(1) 調査の概要

本計画を策定するにあたり、地域での生活や福祉活動に関する状況を把握するため、一般市民を対象とするアンケート調査を実施しました。
調査の実施概要は以下のとおりです。

■調査の実施概要■

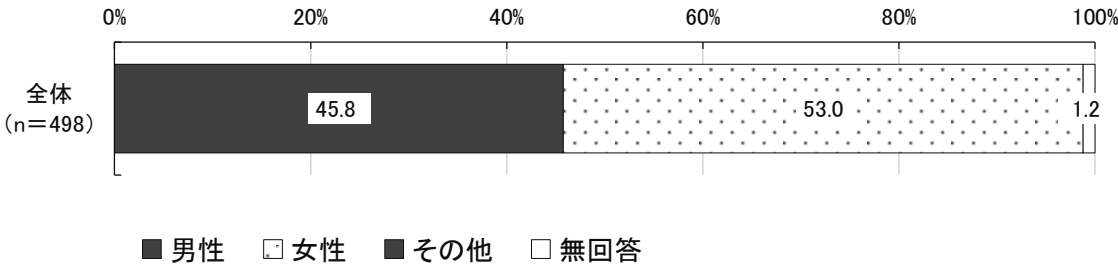
項目	内容
調査対象	18歳以上の市民
配布数	1,000
回収数（回収率）	498（49.8%）
抽出法	無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査時期	令和5年8月
調査地域	新見市全域

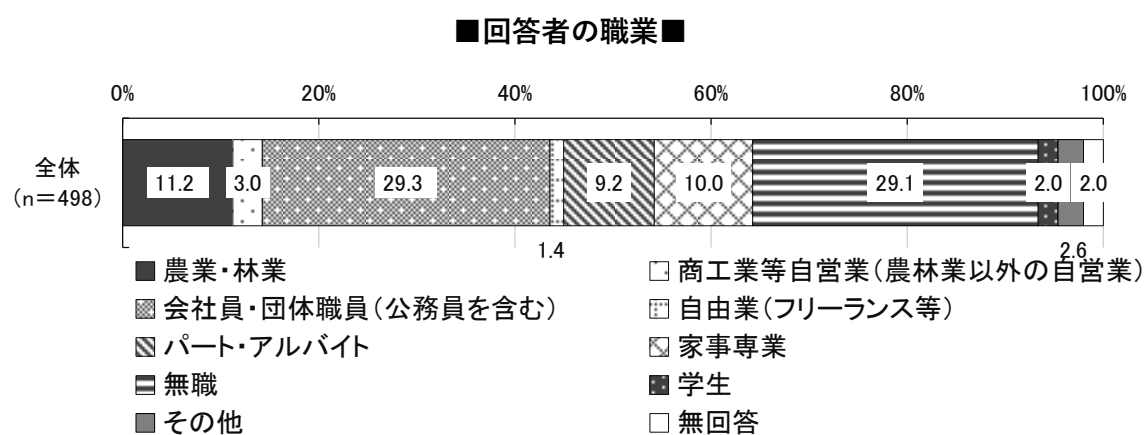
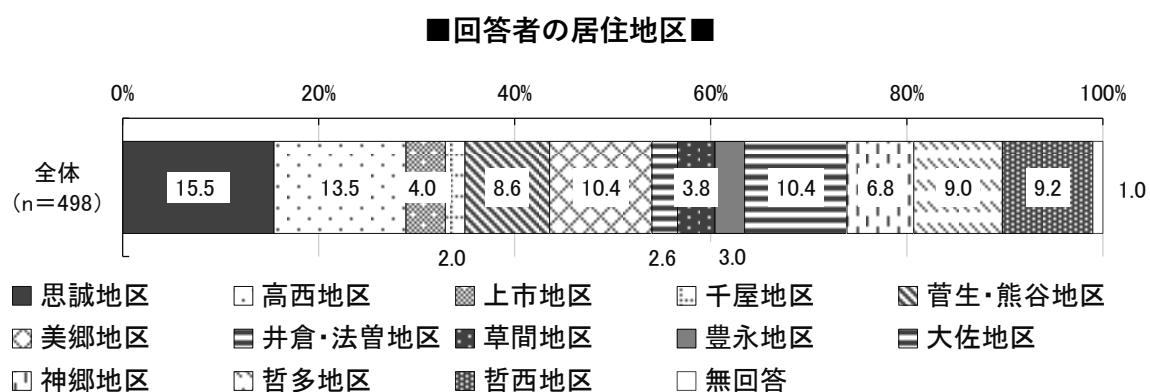
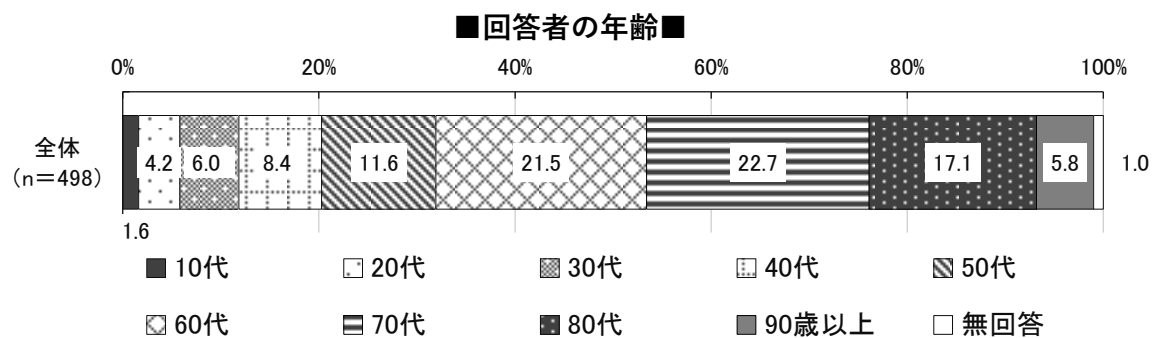
(2) 調査結果（概要）

<回答者の属性>

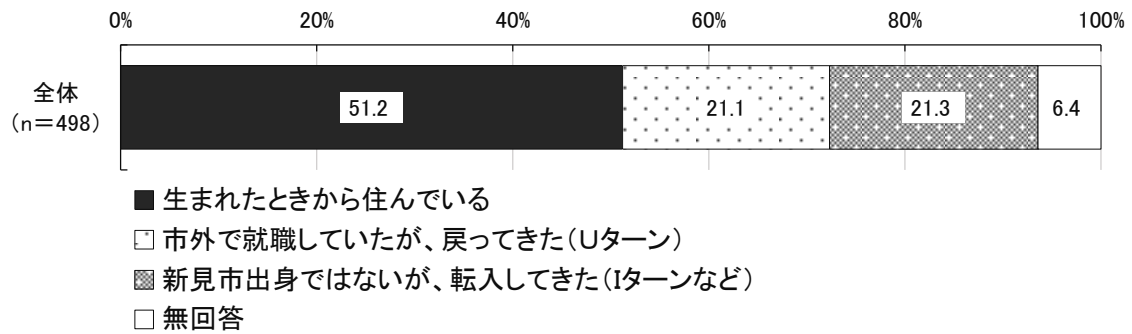
回答者の属性は以下のとおりです。
高齢の方の回答が多くなっています。

■回答者の性別■

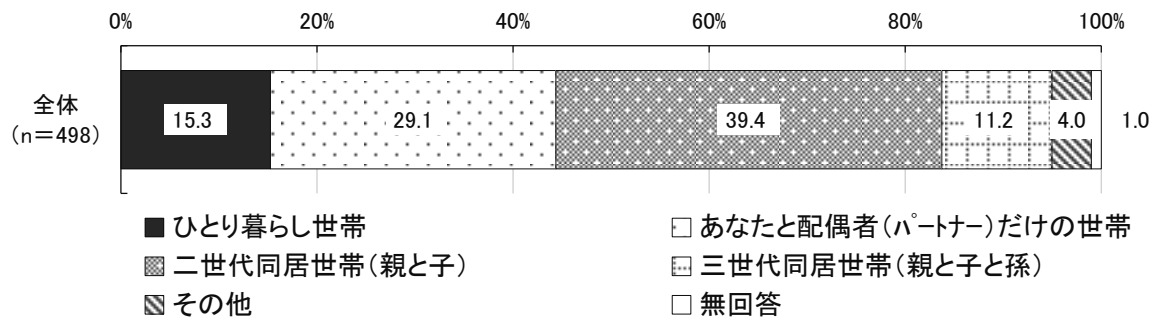




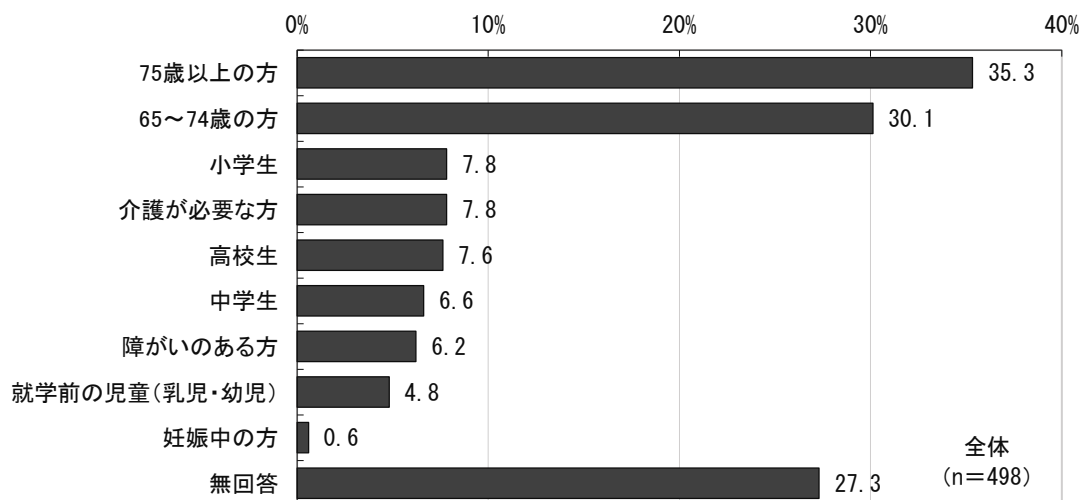
■回答者の居住年数■



■回答者の家族構成■



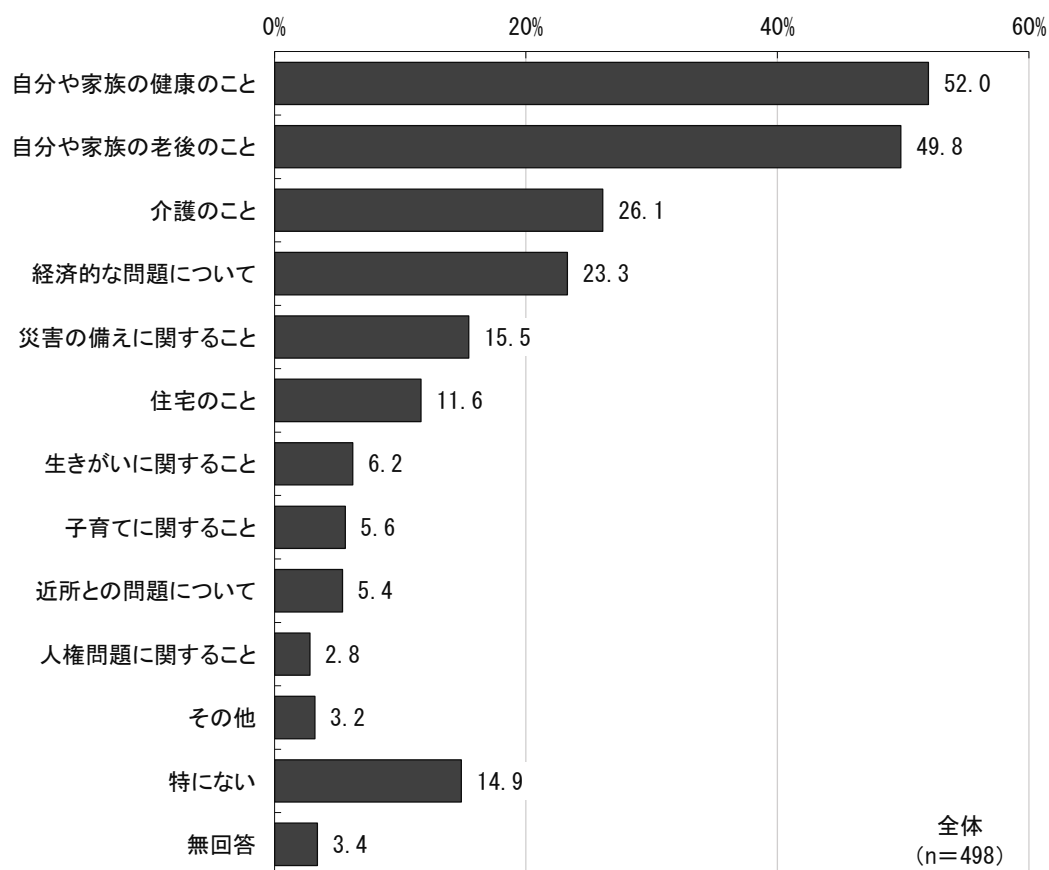
■同居家族(複数回答)■



<日々の生活における悩みや不安>

日々の生活で悩みや不安を感じるについてたずねたところ、「自分や家族の健康のこと」と「自分や家族の老後のこと」が他を大きく引き離して上位となっています。

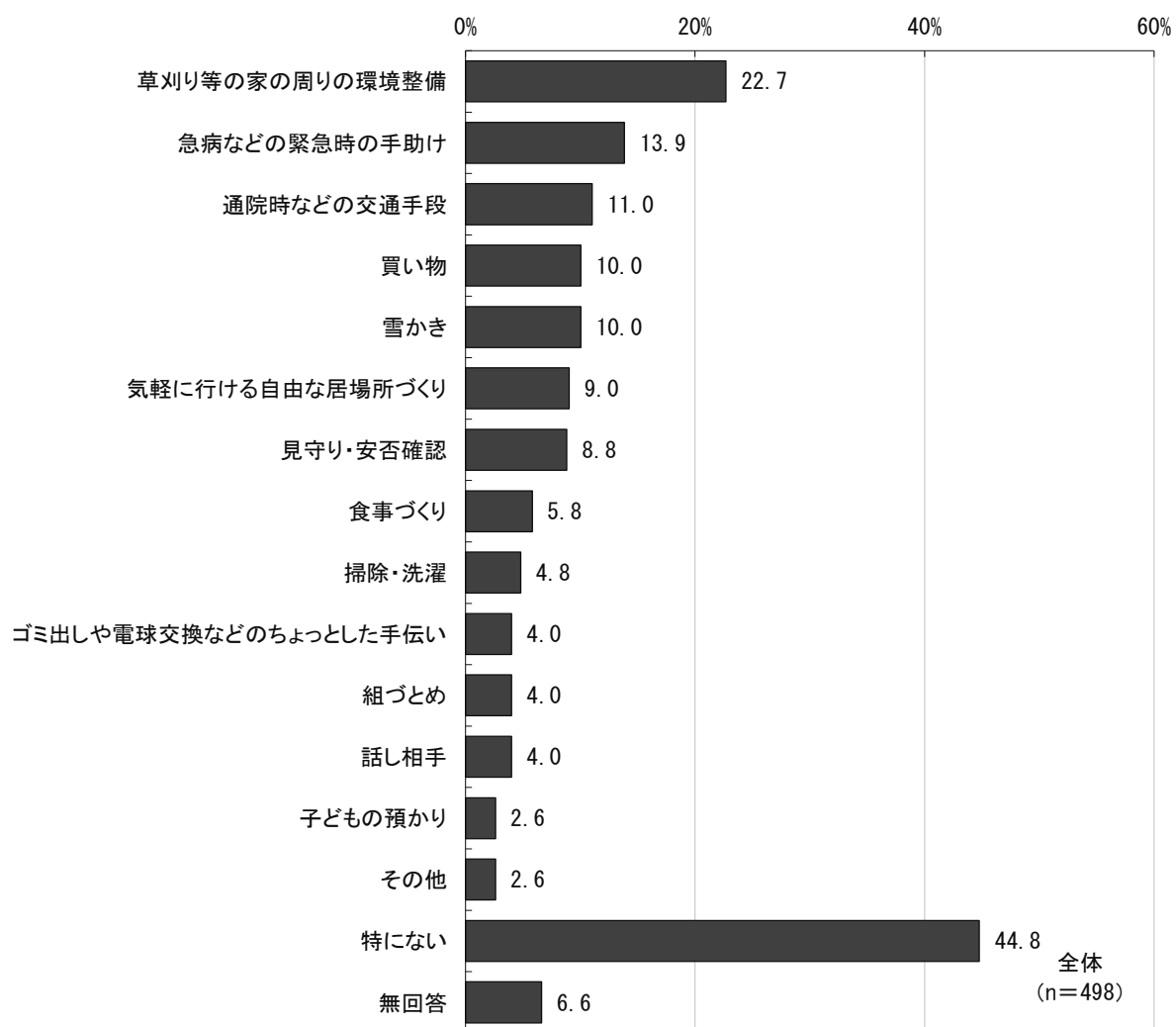
■日々の生活で悩みや不安を感じる事（複数回答）■



<日常生活で手助けしてほしいこと>

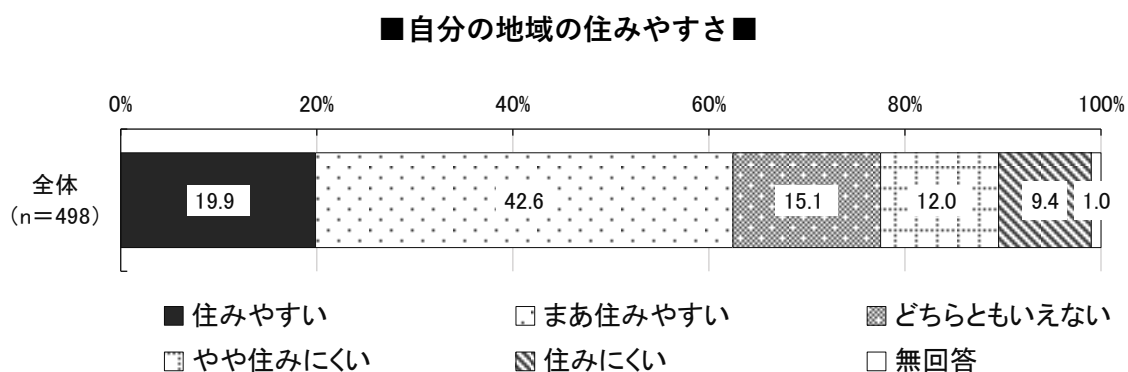
日常生活で手助けしてほしいことについてたずねたところ、「草刈り等の家の周りの環境整備」が最も多く、次いで「急病などの緊急時の手助け」、「通院時などの交通手段」、「買い物」、「雪かき」などとなっています。なお、「特にない」は44.8%となっています。

■日常生活で手助けしてほしいこと（複数回答）■



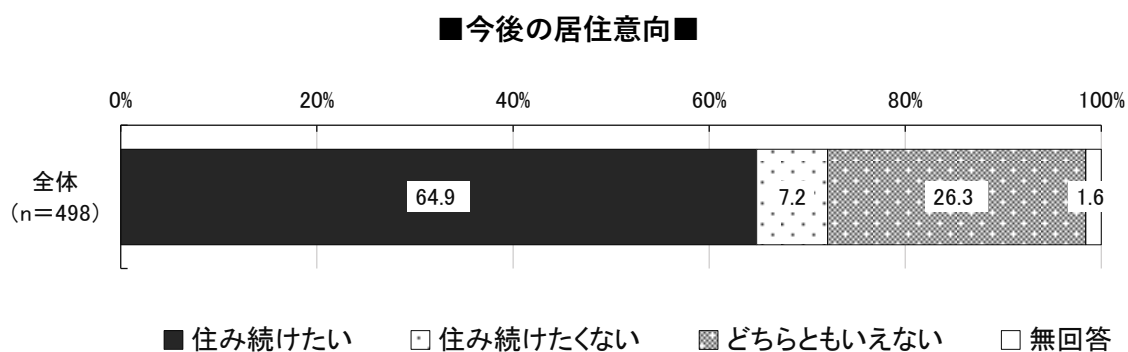
<地域の住みやすさ>

自分の地域の住みやすさについてたずねたところ、「住みやすい」(19.9%)と「まあ住みやすい」(42.6%)を合わせた“住みやすい”が62.5%となっており、多くの人が住みやすさを実感していることがわかります。



<今後の居留意向>

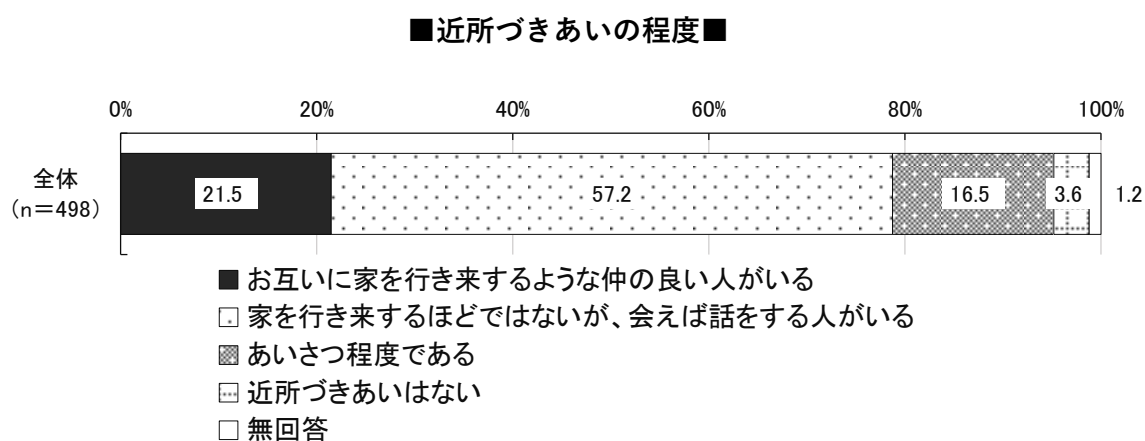
今後も新見市に住み続けたいかたずねたところ、「住み続けたい」が64.9%と、多くの回答者が居留意向を示しています。



<近所づきあいの程度>

近所づきあいについて、その程度をたずねたところ、「家を行き来するほどではないが、会えば話をする人がいる」が 57.2%、「家を行き来するような仲の良い人がいる」が 21.5%、「あいさつ程度である」が 16.5%と、9 割以上の回答者が何らかの近所づきあいをしており、特に高齢になるほど近所づきあいの程度が深くなる傾向がうかがえます。

一方で、「近所づきあいはない」は 3.6%と、少数ではあるものの、近所づきあいをしていない人がいることがうかがえます。



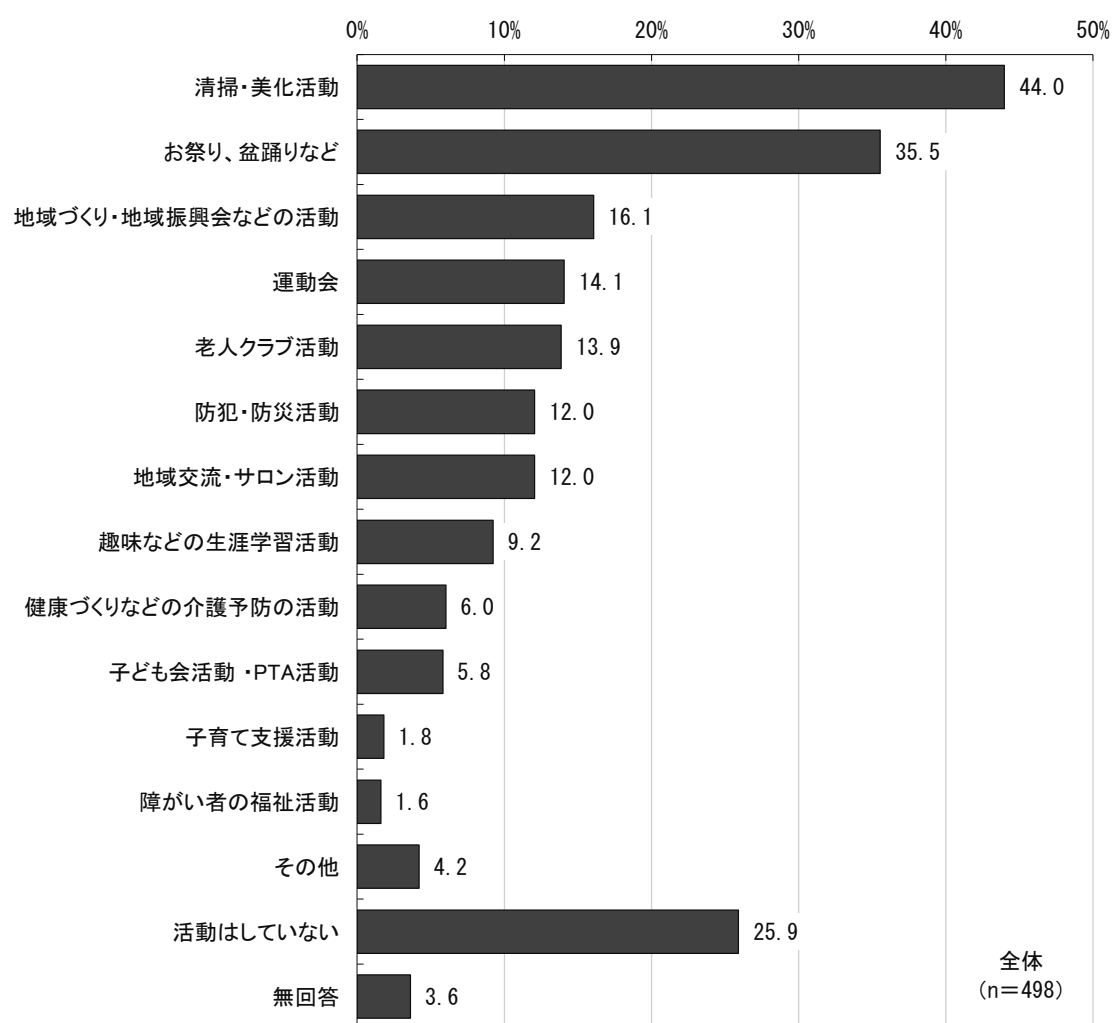
<地域の行事や活動などへの参加状況>

参加している地域の行事や活動などについてたずねたところ、「清掃・美化活動」と「お祭り、盆踊りなど」が他を大きく引き離して上位となっています。

一方で、「活動はしていない」は25.9%となっています。

年齢で見ると、10代、30代、40代では「お祭り、盆踊りなど」、50代から70代では「清掃・美化活動」の割合が最も高くなっています。一方、20代、80代、90歳以上では「活動はしていない」の割合が最も高くなっています。

■地域の行事や活動などへの参加状況（複数回答）■



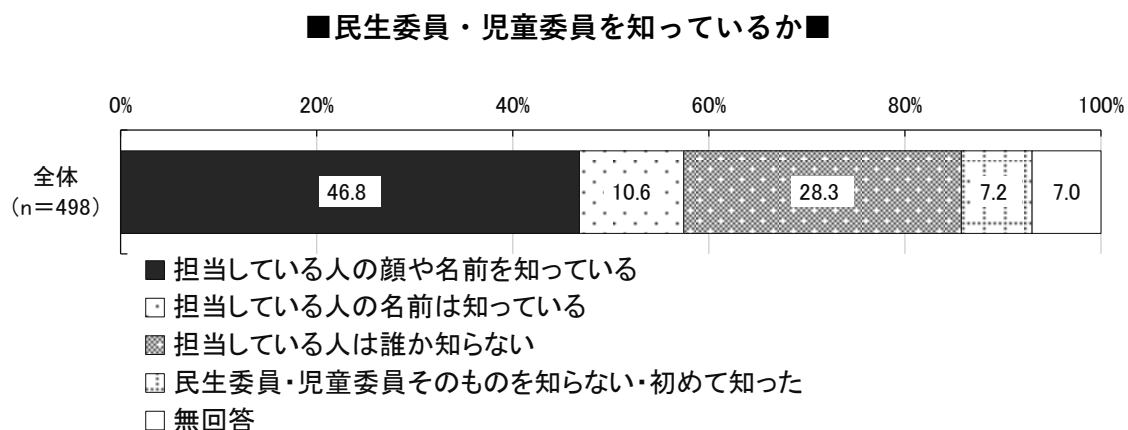
(単位：％)

		お祭り、盆踊りなど	運動会	清掃・美化活動	防犯・防災活動	子ども会活動・PTA活動	子育て支援活動	地域交流・サロン活動	健康づくりなどの介護予防活動	老人クラブ活動	障がい者の福祉活動	趣味などの生涯学習活動	地域づくり・地域振興会などの活動	その他	活動はしていない	無回答
全体 (n=498)		35.5	14.1	44.0	12.0	5.8	1.8	12.0	6.0	13.9	1.6	9.2	16.1	4.2	25.9	3.6
性別	男性 (n=228)	41.7	14.5	46.5	16.2	4.4	1.8	10.5	3.1	15.8	3.1	8.8	21.5	2.2	24.1	2.2
	女性 (n=264)	30.3	13.6	42.0	8.3	7.2	1.9	13.6	8.3	11.7	0.4	9.8	11.7	6.1	27.7	4.2
年齢	10代 (n=8)	75.0	12.5	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0
	20代 (n=21)	38.1	9.5	4.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.8	0.0	0.0	4.8	47.6	9.5
	30代 (n=30)	56.7	13.3	23.3	10.0	13.3	3.3	3.3	0.0	0.0	3.3	10.0	3.3	3.3	36.7	0.0
	40代 (n=42)	50.0	23.8	45.2	7.1	23.8	4.8	4.8	0.0	0.0	2.4	0.0	19.0	0.0	19.0	4.8
	50代 (n=58)	41.4	13.8	55.2	10.3	6.9	0.0	3.4	0.0	1.7	0.0	1.7	8.6	5.2	22.4	1.7
	60代 (n=107)	38.3	15.9	61.7	22.4	3.7	2.8	14.0	5.6	9.3	0.9	13.1	29.0	3.7	21.5	1.9
	70代 (n=113)	31.0	14.2	54.0	14.2	3.5	2.7	23.9	11.5	24.8	0.9	15.9	26.5	7.1	18.6	3.5
	80代 (n=85)	23.5	12.9	29.4	3.5	3.5	0.0	12.9	7.1	25.9	1.2	11.8	4.7	3.5	32.9	4.7
	90歳以上 (n=29)	10.3	0.0	13.8	6.9	0.0	0.0	6.9	13.8	20.7	6.9	0.0	3.4	3.4	44.8	6.9
居住地区	思誠地区 (n=77)	26.0	3.9	46.8	2.6	9.1	0.0	5.2	2.6	3.9	0.0	2.6	2.6	5.2	28.6	5.2
	高西地区 (n=67)	29.9	19.4	31.3	9.0	10.4	3.0	4.5	4.5	3.0	1.5	6.0	7.5	4.5	31.3	4.5
	上市地区 (n=20)	35.0	25.0	60.0	15.0	0.0	0.0	15.0	0.0	10.0	0.0	10.0	20.0	10.0	30.0	0.0
	千屋地区 (n=10)	20.0	10.0	20.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	10.0	0.0	10.0	20.0	10.0	40.0	0.0
	菅生・熊谷地区 (n=43)	34.9	4.7	37.2	18.6	4.7	4.7	9.3	4.7	16.3	2.3	11.6	34.9	4.7	30.2	4.7
	美郷地区 (n=52)	48.1	11.5	44.2	15.4	0.0	3.8	11.5	3.8	15.4	1.9	11.5	19.2	3.8	21.2	3.8
	井倉・法曾地区 (n=13)	53.8	46.2	61.5	23.1	15.4	0.0	7.7	0.0	23.1	0.0	23.1	30.8	0.0	15.4	7.7
	草間地区 (n=19)	42.1	31.6	31.6	10.5	5.3	0.0	42.1	15.8	21.1	0.0	15.8	26.3	0.0	31.6	0.0
	豊永地区 (n=15)	33.3	26.7	46.7	6.7	26.7	6.7	40.0	20.0	40.0	6.7	13.3	13.3	0.0	20.0	6.7
	大佐地区 (n=52)	28.8	21.2	44.2	11.5	1.9	1.9	13.5	7.7	25.0	1.9	13.5	19.2	1.9	26.9	1.9
	神郷地区 (n=34)	44.1	14.7	55.9	26.5	8.8	0.0	11.8	11.8	26.5	5.9	11.8	11.8	2.9	11.8	2.9
	哲多地区 (n=45)	28.9	6.7	48.9	13.3	2.2	2.2	24.4	8.9	8.9	0.0	8.9	24.4	11.1	17.8	6.7
	哲西地区 (n=46)	50.0	8.7	47.8	10.9	2.2	0.0	2.2	4.3	10.9	2.2	6.5	13.0	0.0	28.3	0.0
居住歴	生まれたときから (n=255)	35.7	14.5	45.5	14.5	5.5	2.7	12.5	6.7	17.3	2.0	10.2	18.0	3.5	24.3	3.9
	Uターン (n=105)	38.1	16.2	53.3	9.5	2.9	1.0	13.3	3.8	12.4	1.0	8.6	20.0	7.6	22.9	1.9
	Iターンなど (n=106)	37.7	13.2	32.1	11.3	10.4	0.0	7.5	7.5	4.7	0.9	6.6	5.7	2.8	32.1	2.8

※表の色がついている箇所は、その属性の第1位となります。

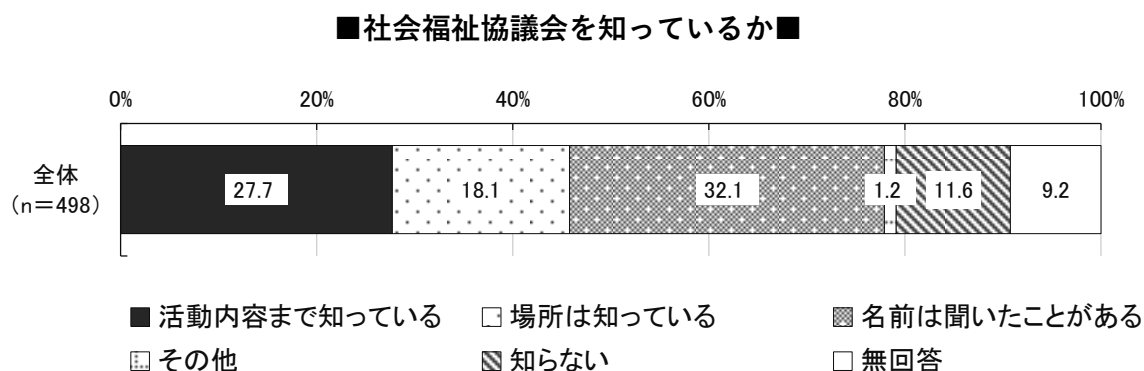
<民生委員・児童委員の認知度>

地域の民生委員・児童委員を知っているかたずねたところ、半数程度の回答者が「担当している人の顔や名前を知っている」と回答しています。



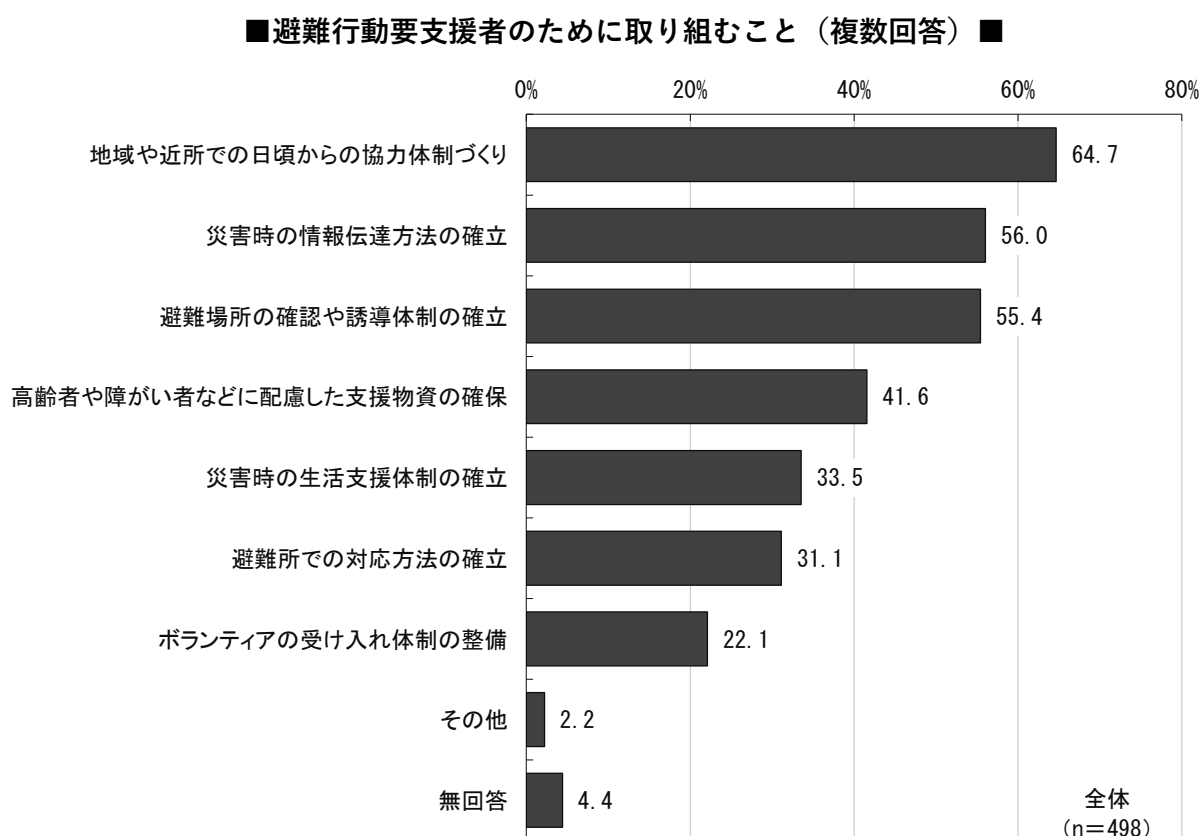
<社会福祉協議会の認知度>

社会福祉協議会を知っているかたずねたところ、「活動内容まで知っている」が27.7%となっています。「名前は聞いたことがある」が32.1%、「場所は知っている」が18.1%、「知らない」が11.6%となっており、社会福祉協議会の認知度の向上に向けた取組が必要と考えられます。



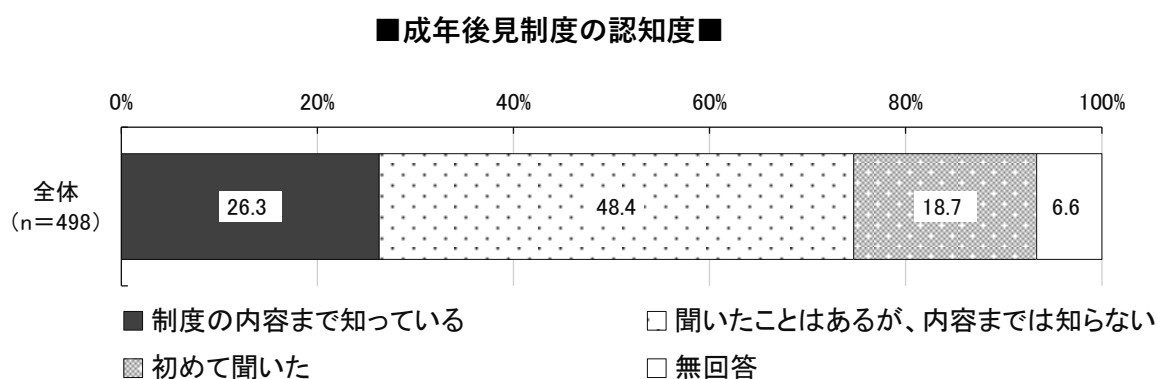
<避難行動要支援者のために取り組むこと>

避難行動要支援者のために取り組むことについては、「地域や近所での日頃からの協力体制づくり」が最も多く、次いで「災害時の情報伝達方法の確立」、「避難場所の確認や誘導体制の確立」などとなっています。



<成年後見制度の認知度>

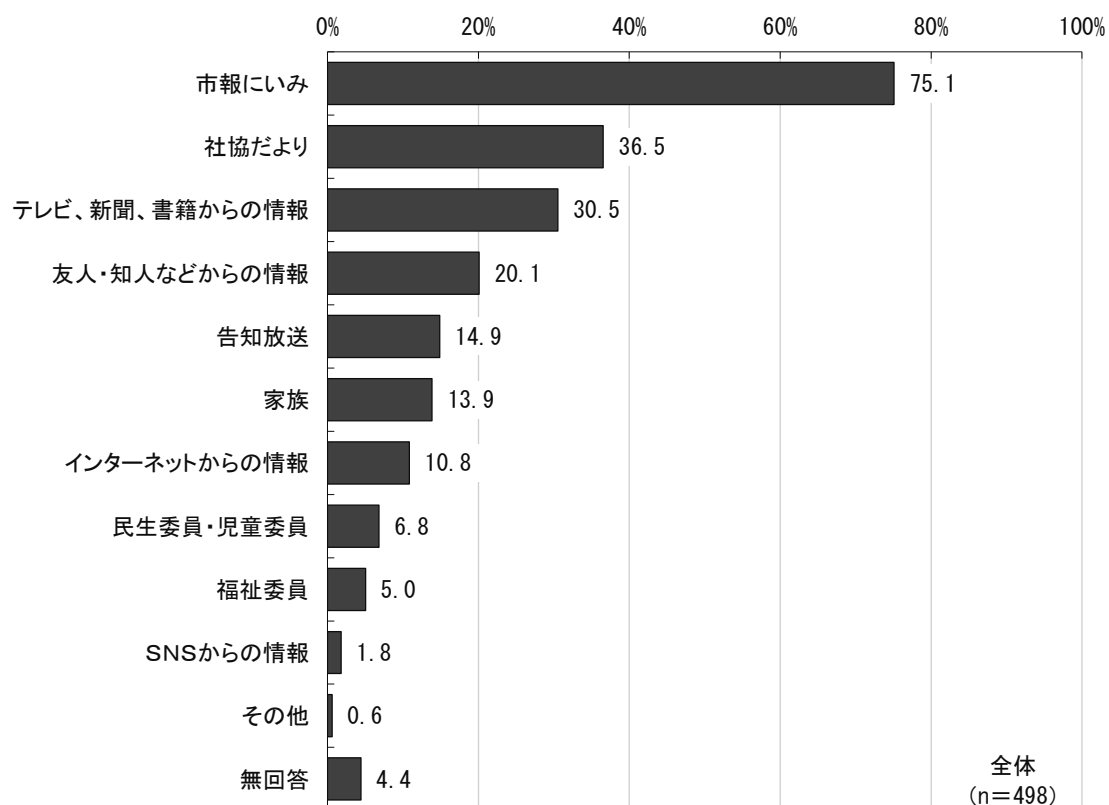
成年後見制度についてどの程度まで知っているかたずねたところ、「制度の内容まで知っている」と26%程度、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」が約5割、「初めて聞いた」は約2割程度を占めています。



<福祉情報の取得>

福祉に関する情報をどこから得ているかたずねたところ、「市報にいみ」が他を大きく引き離して第1位となっています。また、「社協だより」や「告知放送」なども上位となっており、行政機関等による広報活動は、市民が福祉に関する情報を取得するうえで大きな役割を果たしていることがうかがえます。

■福祉に関する情報をどこから得ているか（複数回答）■

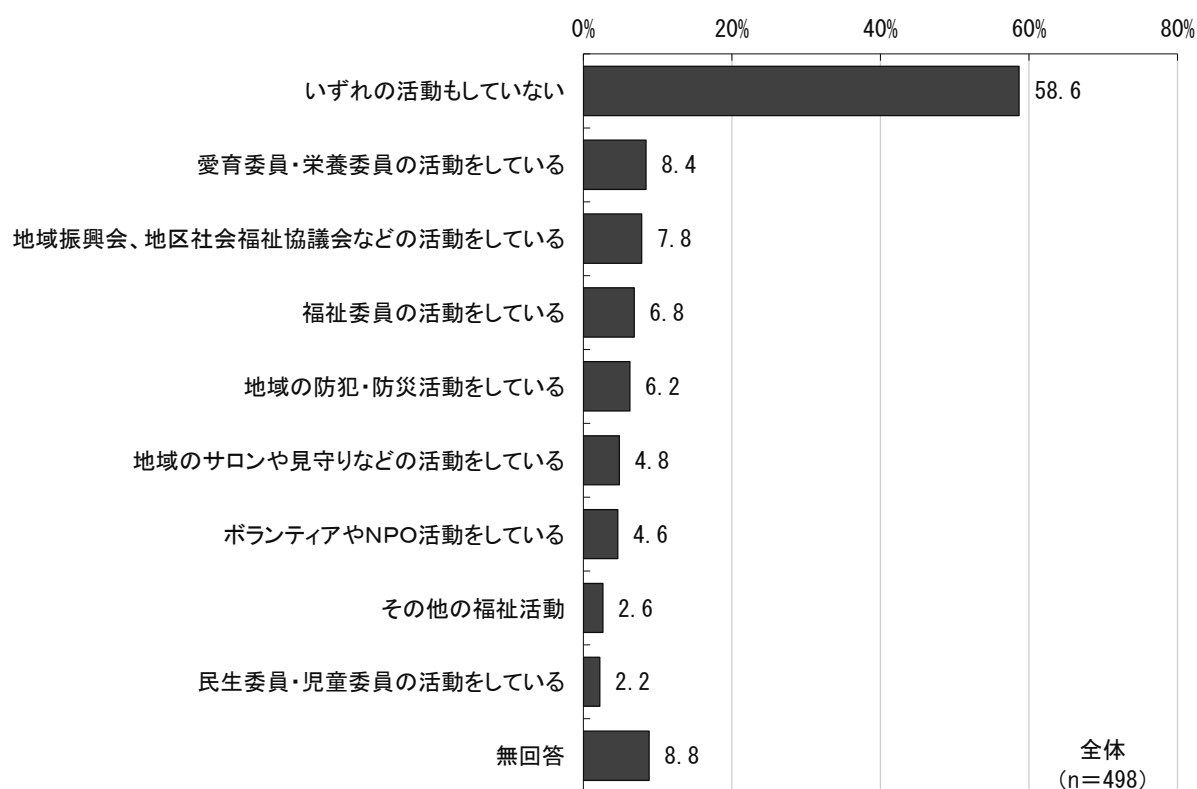


<福祉との関わり>

福祉との関わりについてたずねたところ、「いずれの活動もしていない」が58.6%となっており、その他の選択肢はいずれも1割未満となっています。

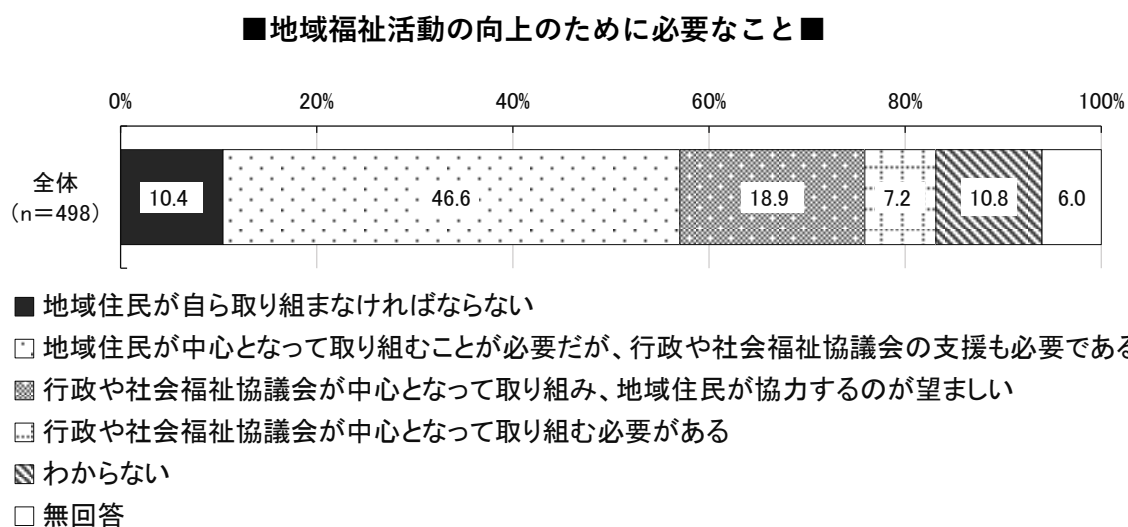
今後も、ボランティアやNPO活動など福祉に関する活動に、より多くの市民が参加できるような環境の整備や福祉意識の醸成を進めていく必要があると考えられます。

■福祉との関わり（複数回答）■



<地域福祉活動の向上のために必要なこと>

地域福祉活動の向上のために必要なことについてたずねたところ、「地域住民が中心となって取り組むことが必要だが、行政や社会福祉協議会の支援も必要である」が回答の半数近くを占めています。

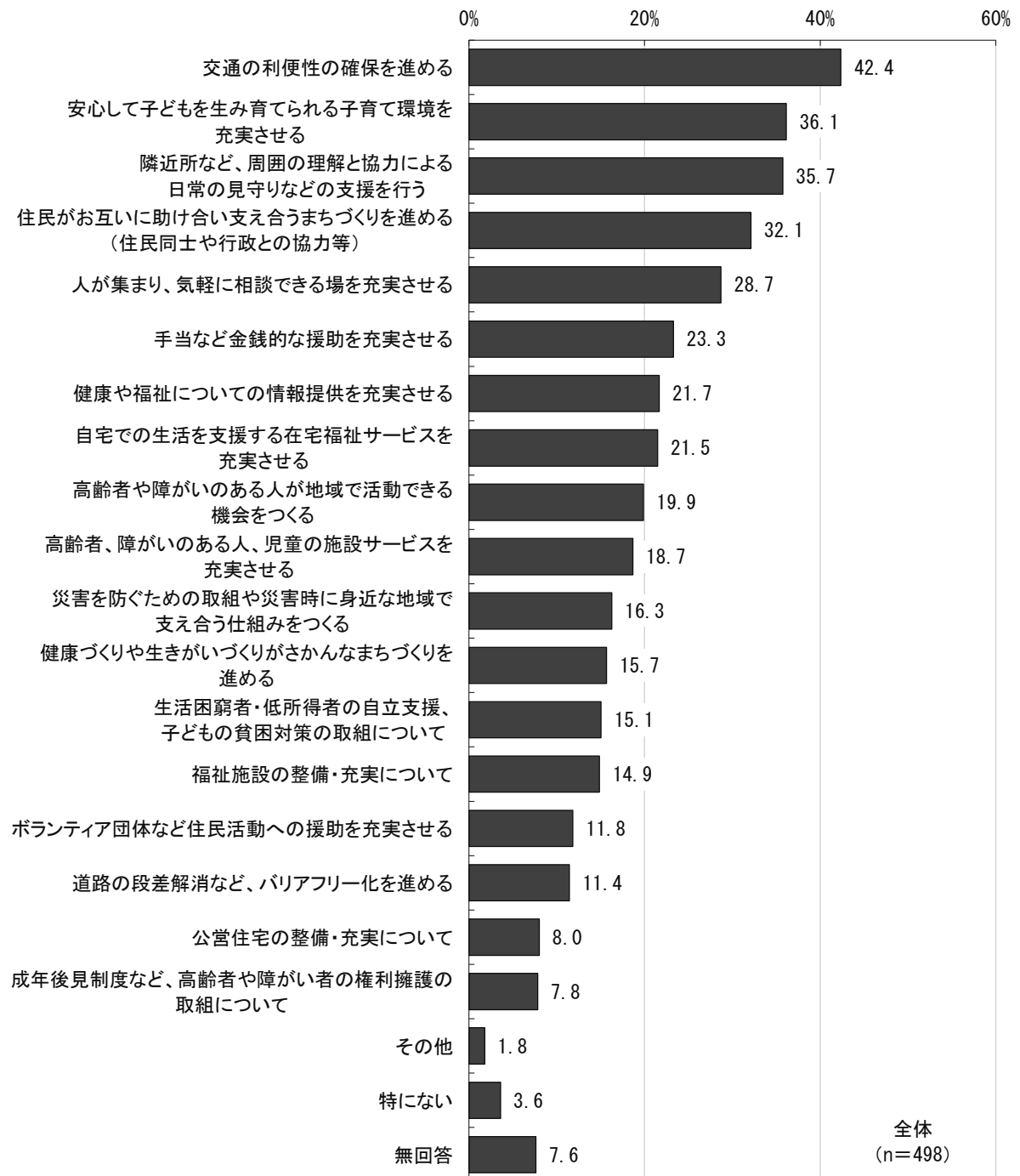


<福祉のまちづくりを進めるうえで重要な取組>

福祉のまちづくりを進めるうえで重要な取組についてたずねたところ、「交通の利便性の確保を進める」が最も多く、次いで「日常の見守りなどの支援」、「助け合い支え合うまちづくりを進める」、「安心して出産・子育てできる環境の充実」などとなっています。

20代、30代では「安心して出産・子育てできる環境の充実」が第1位となっているほか、60代以上では「日常の見守りなどの支援」が第1位となっているなど、年齢によって重視する取組は異なります。

■福祉のまちづくりを進めるうえで重要な取組（複数回答）■



		第 1 位	第 2 位	第 3 位
全体 (n=498)		交通の利便性の確保を進める 42.4%	安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる 36.1%	隣近所など、周囲の理解と協力による日常の見守りなどの支援を行う 35.7%
性別	男性 (n=228)	交通の利便性の確保を進める 46.1%	隣近所など、周囲の理解と協力による日常の見守りなどの支援を行う 37.3%	安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる 36.4%
	女性 (n=264)	交通の利便性の確保を進める 39.4%	安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる 36.4%	隣近所など、周囲の理解と協力による日常の見守りなどの支援を行う 35.2%
年齢	10 代 (n=8)	手当など金銭的な援助を充実させる 75.0%	安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる／交通の利便性の確保を進める 62.5%	
	20 代 (n=21)	交通の利便性の確保を進める 61.9%	手当など金銭的な援助を充実させる 47.6%	安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる 38.1%
	30 代 (n=30)	安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる 56.7%	手当など金銭的な援助を充実させる 46.7%	交通の利便性の確保を進める 43.3%
	40 代 (n=42)	安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる 50.0%	交通の利便性の確保を進める 40.5%	手当など金銭的な援助を充実させる 31.0%
	50 代 (n=58)	交通の利便性の確保を進める 51.7%	安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる 44.8%	住民がお互いに助け合い支え合うまちづくりを進める 34.5%
	60 代 (n=107)	隣近所など、周囲の理解と協力による日常の見守りなどの支援を行う 43.0%	安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる／交通の利便性の確保を進める 42.1%	
	70 代 (n=113)	隣近所など、周囲の理解と協力による日常の見守りなどの支援を行う 50.4%	住民がお互いに助け合い支え合うまちづくりを進める 42.5%	交通の利便性の確保を進める 39.8%
	80 代 (n=85)	交通の利便性の確保を進める 40.0%	隣近所など、周囲の理解と協力による日常の見守りなどの支援を行う 32.9%	住民がお互いに助け合い支え合うまちづくりを進める 25.9%
	90 歳以上 (n=29)	住民がお互いに助け合い支え合うまちづくりを進める 37.9%	隣近所など、周囲の理解と協力による日常の見守りなどの支援を行う 34.5%	高齢者、障がいのある人、児童の施設サービスを充実させる／自宅での生活を支援する在宅福祉サービスを充実させる／人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる 27.6%
居住地区別	思誠地区 (n=77)	交通の利便性の確保を進める 45.5%	安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる 39.0%	隣近所など、周囲の理解と協力による日常の見守りなどの支援を行う 31.2%
	高西地区 (n=67)	安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる 35.8%	手当など金銭的な援助を充実させる／隣近所など、周囲の理解と協力による日常の見守りなどの支援を行う 32.8%	
	上市地区 (n=20)	交通の利便性の確保を進める 45.0%	安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる／隣近所など、周囲の理解と協力による日常の見守りなどの支援を行う 40.0%	
	千屋地区 (n=10)	交通の利便性の確保を進める 40.0%	隣近所など、周囲の理解と協力による日常の見守りなどの支援を行う 30.0%	安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる／災害を防ぐための取組や災害時に身近な地区で支え合う仕組みをつくる／自宅での生活を支援する在宅福祉サービスを充実させる／住民がお互いに助け合い支え合うまちづくりを進める／生活困窮者・低所得者の自立支援、子どもの貧困対策の取組について 20.0%
	菅生・熊谷地区 (n=43)	交通の利便性の確保を進める 55.8%	隣近所など、周囲の理解と協力による日常の見守りなどの支援を行う 44.2%	安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる／住民がお互いに助け合い支え合うまちづくりを進める 41.9%

		第 1 位	第 2 位	第 3 位
	美郷地区 (n=52)	交通の利便性の確保を進める 32.7%	住民がお互いに助け合い支え合うまちづくりを進める／隣近所など、周囲の理解と協力による日常の見守りなどの支援を行う 26.9%	
	井倉・法曹地区 (n=13)	安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる／交通の利便性の確保を進める 38.5%	住民がお互いに助け合い支え合うまちづくりを進める／人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる 30.8%	
	草間地区 (n=19)	交通の利便性の確保を進める 52.6%	手当など金銭的な援助を充実させる／人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる／隣近所など、周囲の理解と協力による日常の見守りなどの支援を行う 36.8%	
	豊永地区 (n=15)	安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる／住民がお互いに助け合い支え合うまちづくりを進める 46.7%	交通の利便性の確保を進める 40.0%	
	大佐地区 (n=52)	交通の利便性の確保を進める 42.3%	隣近所など、周囲の理解と協力による日常の見守りなどの支援を行う 34.6%	安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる 30.8%
	神郷地区 (n=34)	隣近所など、周囲の理解と協力による日常の見守りなどの支援を行う 50.0%	交通の利便性の確保を進める 38.2%	住民がお互いに助け合い支え合うまちづくりを進める 35.3%
	哲多地区 (n=45)	安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる／交通の利便性の確保を進める 42.2%	住民がお互いに助け合い支え合うまちづくりを進める 40.0%	
	哲西地区 (n=46)	交通の利便性の確保を進める 52.2%	安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる／隣近所など、周囲の理解と協力による日常の見守りなどの支援を行う 45.7%	
居住歴	生まれたときから (n=255)	交通の利便性の確保を進める 42.4%	隣近所など、周囲の理解と協力による日常の見守りなどの支援を行う 39.2%	安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる 33.3%
	Uターン (n=105)	交通の利便性の確保を進める 43.8%	住民がお互いに助け合い支え合うまちづくりを進める 40.0%	安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる 37.1%
	Iターンなど (n=106)	交通の利便性の確保を進める 45.3%	安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる 42.5%	隣近所など、周囲の理解と協力による日常の見守りなどの支援を行う 31.1%

2 団体アンケート調査結果

(1) 調査の概要

本計画を策定するにあたり、地域での福祉活動に関する状況を把握するため、各種団体を対象とするアンケート調査を実施しました。

調査の実施概要は以下のとおりです。

■調査の実施概要■

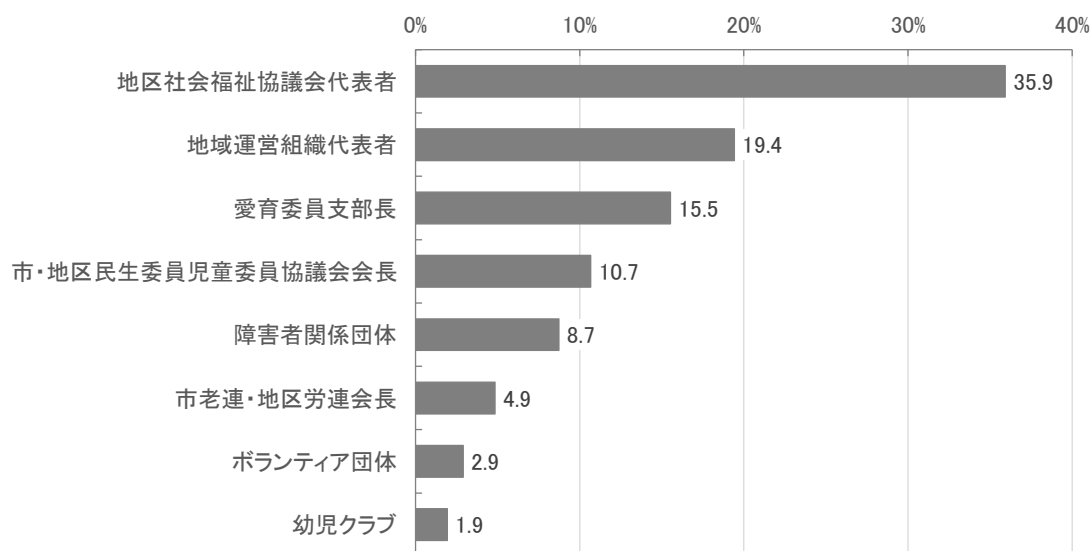
項目	内容
調査対象	地区社会福祉協議会代表者、市老連・地区老連会長、ボランティア団体、市・地区民生委員児童委員協議会会長、幼児クラブ、障がい者関係団体、愛育委員支部長、地域運営組織代表者
配布数	124
回収数（回収率）	103（83.1％）
抽出法	全数調査
調査方法	郵送法
調査時期	令和5年10月
調査地域	新見市全域

(2) 調査結果（概要）

<回答者・団体の種別>

回答者・団体の種別は以下のとおりです。

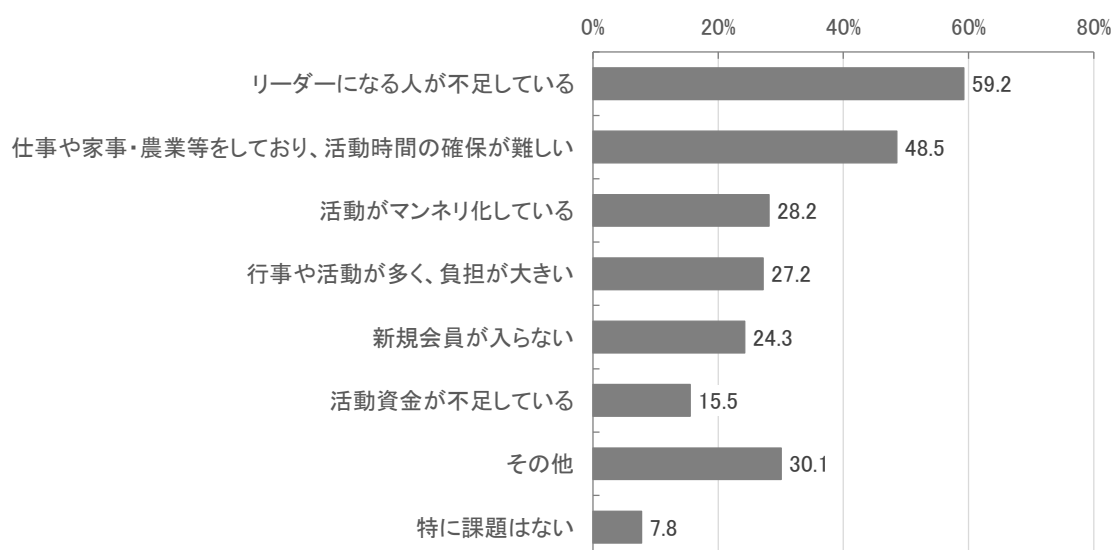
■回答者・団体の種別■



<団体が抱えている課題>

団体が抱えている課題についてたずねたところ、「リーダーになる人が不足している」が最も多く、次いで「仕事や家事・農業等をしており、活動時間の確保が難しい」が高くなっています。

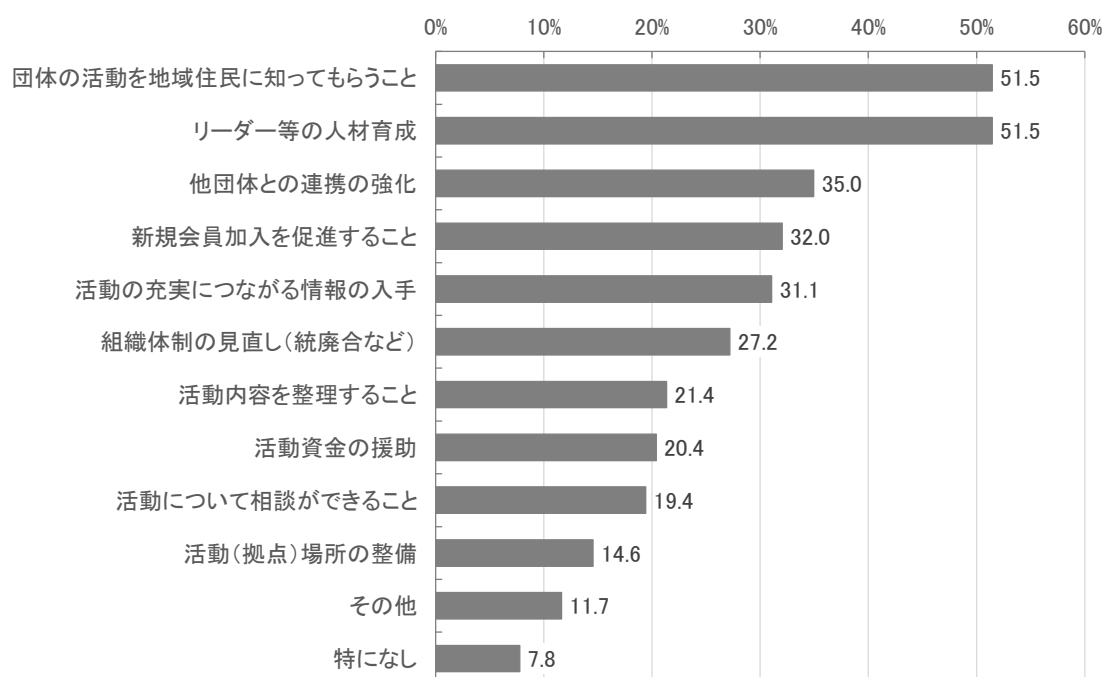
■団体が抱えている課題（複数回答）■



<団体の活動の充実に向けて必要だと思うこと>

団体の活動の充実に向けて必要だと思うことについてたずねたところ、「団体の活動を地域住民に知ってもらうこと」、「リーダー等の人材育成」が他の回答より高くなっています。

■団体の活動の充実に向けて必要だと思うこと（複数回答）■



第4節 第2期新見市地域福祉計画における取組状況の検証

1 検証・評価の手法

本計画の策定にあたり、第2期新見市地域福祉計画に記載された取組について担当課による検証及び評価を行いました。評価は以下に示す4段階を設定しています。

■評価基準■

評価	概要
A	計画どおり実施できた。
B	概ね計画どおり実施できた。
C	計画どおり推進したが不十分な点が多い。
D	推進の方法も含めて改善が必要である（未着手を含む）。

2 検証結果と評価

検証結果と評価は以下のとおりです。

<基本目標1 地域福祉の担い手の育成・住民参画の促進>

この基本目標は、地域全体で支え合いの意識を啓発し、すべての市民が地域活動に参加しやすい環境づくりを行うとともに、地域活動へ参加する土台とするべく、福祉教育やボランティア研修などの推進を図るものです。また、社会福祉協議会との連携や関係団体との協働による活動の仕組みづくりを推進するものです。

■基本目標1の振り返り結果■

評価（取組数）		評価の概要
A評価	4	市民のニーズに応え、健康づくりのためのウォーキングコースの作成やサロンの実施、防災教室などを行いました。 地域福祉活動への参加の促進や人材育成については、新型コロナウイルスの拡大防止対策を図りながら、地域のふるさと学習や伝統行事、市民学習講座を実施しました。また、地域住民の参画を促すとともに、各種講座等を開催し人材育成を推進しました。 評価は概ね計画どおりに実施できています。
B評価	9	
C評価	0	
D評価	0	

<基本目標2 住み慣れた地域で必要なサービスを受けられる体制づくり>

この基本目標は、福祉サービスの情報提供や相談支援の充実、質の向上を図り、誰もがサービスを利用しやすい環境づくりを目指すものです。

■基本目標2の振り返り結果■

評価（取組数）		評価の概要
A 評価	20	専門職による巡回や相談支援により、支援を必要とする人の早期発見・対応ができる体制の整備、関係機関の連携強化に努めました。 家庭環境や生活環境等の個々のケースに応じて必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行いました。 評価は概ね計画どおりに実施できています。
B 評価	15	
C 評価	1	
D 評価	0	

<基本目標3 安心して住み続けられる快適なまちづくり>

この基本目標は、市民一人ひとりが住み慣れた家庭や地域社会の中で、安心して安全な地域生活が送れるまちづくりを推進するとともに、防災活動、地域安全活動の充実を推進するものです。

■基本目標3の振り返り結果■

評価（取組数）		評価の概要
A 評価	14	防災マップの更新や自主防災組織の設立を働きかけ地域の防災力の向上を推進しました。 また、防犯灯の設置に対する助成や地域の防犯活動を推進する団体を支援するなど犯罪が起これにくい環境づくりを進めました。 権利擁護に関する情報の周知を図るとともに、支援の必要な方が適切に制度を利用できるよう相談体制の整備を図りました。 評価は概ね計画どおりに実施できています。
B 評価	3	
C 評価	0	
D 評価	1	

<基本目標4 地域福祉を支える市の体制強化>

この基本目標は、住民や団体・事業者と行政が一体となって、地域の力を向上させていくための人材育成や情報共有による連携を強化するとともに、総合的な福祉ネットワークの構築・強化を推進するものです。

■基本目標4の振り返り結果■

評価（取組数）		評価の概要
A 評価	5	地域運営組織において、ボランティアに取り組んでいるほか、ボランティア養成講座の開催や災害時のボランティアの受入先として活動が行われました。 相談窓口や相談員による相談対応を実施し、個別ケースの状況に応じた適切なサービスや制度活用につなげました。 評価は概ね計画どおりに実施できています。
B 評価	3	
C 評価	0	
D 評価	1	

第5節 アンケート調査からみえる課題等

アンケート調査からみえる、地域での生活や福祉活動に関する状況及び課題を、次のとおり整理しました。

1 住んでいる地域のことについて

地域の住みやすさは“住みやすい”の割合が 62.5%、“住みにくい”の割合が 21.4%、定住意向については「住み続けたい」の割合が 64.9%と高く、「どちらともいえない」が 26.3%、「住み続けたくない」が 7.2%となっており、“住みにくい”の割合 (21.4%) と「どちらともいえない」(26.3%) がほぼ同じ割合であり、住みにくさの要素が定住への不安要素になっていると考えられます。

自分の地域や周辺環境への認識は、「あいさつや世間話を交わすなど近隣関係が良好だ」(81.9%) であり「困ったときにはみんなで助け合う雰囲気がある」(60.5%) が、「手助けや見守りが必要な人が多い」(47.4%) との認識が高い結果となっています。

近所づきあいの程度は、「家を行き来するほどではないが、会えば話をする人がいる」の割合が 57.2%、「お互いに家を行き来するような仲の良い人がいる」(21.5%) と「あいさつ程度である」(16.5%) と合わせて 95.2%と近所と何らかの関係がある人はかなり多い結果となっています。

地域の行事や活動などへの参加状況は、「清掃・美化活動」(44.0%)、「お祭り、盆踊りなど」(35.5%) と「地域づくり・地域振興会などの活動」(16.1%) が高いですが、「活動していない」は 25.9%となっており、20 代、80 代、90 歳以上で高く、特に、若い人の参加を促す必要があります。

2 移動の手段・環境について

外出時の主な交通手段は、「自家用車（本人または家族の運転）」が 86.3%と最も高い状況ですが、外出のため必要とする整備や援助は、「タクシー代・バス乗車券の補助」(15.9%)、「バス路線等の見直し」(14.3%)、「道路の段差解消や歩道整備」(13.5%)、「多目的トイレの設置」(10.4%) と自家用車が使用できない場合への対処が多くあがっています。

3 災害時の対応について

災害などの緊急時に、自力で避難できない方への対応については、「自発的に手助けする、手助けしてもいい」が 56.4%と最も高く、半数以上が災害時での協力を行うと回答しています。避難行動要支援者制度の認知度は、「知らない」が 53.8%となっており、制度の周知が必要と思われます。

また、緊急時に備え、避難行動要支援者を支援するため取り組むことは、「地域や近所での日頃からの協力体制づくり」が 64.7%、「災害時の情報伝達方法の確立」が 56.0%、「避難場所の確認や誘導體制の確立」が 55.4%となっており、避難行動要支援者への個別避難計画の内容に合致した内容が高くなっており、計画の整備を早急に進める必要があります。

4 地域での見守りや助け合いについて

独居高齢者など気にかかる人への関わり方については、「道などで会ったときには声をかけるように心がけている」が 46.0%、「気にかけているが何もできない」が 21.7%、「カーテンの開閉や郵便物などの状況をそれとなく気にかけている」が 21.5%と関わりを持つようとしている人が多いですが、具体的に何をしたら良いかわからない状況と推測できます。また、気にかかる人への対応については、「近くの相談しやすい人に伝える（地区総代や福祉委員を含む）」が 48.2%、「民生委員・児童委員などに伝える」が 29.1%、「市役所（支局含む）などの公的機関に連絡をする」が 21.3%など、相談できる先へ連絡するなど情報を提供し、つないでいる状況といえます。

高齢者や障がいのある人、子育て世代に対してできる支援については、「見守り・安否確認」が 31.7%と最も高く、「話し相手」が 23.5%と、気にかけるという方法が多いです。

また、支援の方向性は、「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が 38.8%、「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」が 31.7%、「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」が 14.1%となり、具体的にやってほしいことを提示されれば手伝う人が多いと思われます。

5 地域活動やボランティアについて

ボランティア活動への参加については、「まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」が27.7%と最も高いですが、「参加している」(17.7%)と「まったく参加したことはないが、今後参加したい」(19.1%)を合わせた“今後参加意向がある”の割合が約4割となっています。

また、福祉との関わりについては、「いずれの活動もしていない」が58.6%と最も高いですが、地域活動やボランティア活動に参加しやすくなる条件については、「自分が健康であること」が62.9%と最も高く、「時間や収入にゆとりがあること」(43.4%)、「共に活動する仲間や友人がいること」(32.7%)、「誰にでも簡単にできること」(32.5%)、「家の近くでできること」(26.9%)、「わずかな時間(2～3時間)でできること」(26.7%)など健康で時間的にゆとりができれば、自分のできる範囲で仲間とともに参加する意向が高いと思われます。

地域で安心して生活するために必要なことについては、「住民同士が困ったとき、助け合う関係をつくる」が50.6%と最も高く、「地域の困りごとや問題点を住民自身がもっと理解する」(35.3%)、「地域住民が集まって交流する機会を増やす」(24.7%)、「住民が福祉に関心を持ち、福祉のまちづくりの一員であることを意識する」(21.5%)など、地域のみんなが自分事として、地域へ意識を向けることが大切であると考えている様子がうかがえます。

6 福祉のまちづくりについて

福祉のまちづくりを進めるうえで重要な取組については、「交通の利便性の確保を進める」が42.4%と最も高く、「安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる」(36.1%)、「隣近所など、周囲の理解と協力による日常の見守りなどの支援を行う」(35.7%)、「住民がお互いに助け合い支え合うまちづくりを進める(住民同士や行政との協力等)」(32.1%)、「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる」(28.7%)となっており、移動手段と場所の確保を充実させて相談しながら進めることが重要であると感じていることがうかがえます。

第3章 地域福祉計画における基本理念

第1節 計画の基本理念

1 計画の基本理念

「新見市まちづくり基本条例」（平成 17 年 3 月 31 日制定）では、『私たちは、この自然と文化を大切に受け継ぎ、すべての市民が連携・協力しながら、うるおいのある生活環境の整備、健康でやさしさに満ちた社会の形成、香り豊かな文化の創造、個性的で伸びやかな産業の育成を目標に、安心と活力、住みやすさが実感できる「誇りある人と自然の源流文化都市」の実現に努めていきます。』と定められています。

また、「第3次新見市総合計画」では、まちづくりの基本目標の1つである「誰もが安心と生きがいを共有できる「健康共生」のまち」において、保健・福祉・教育などの社会的サービスを充実することに加え、生活基盤の充実や防災基盤の整備、さらには共生の考え方に基づいた地域社会を築いていくことにより、誰もが身体的な健康だけでなく、安心・安全や人とのつながりを実感でき、生涯にわたって多様な価値観やライフスタイルに応じた、質の高い、豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めることを目指しています。

基本理念

みんなで支え合い、共に生きるまち

本計画では、こうした上位計画等との整合を図り、地域福祉という観点から、地域の個性や資源を活かし、より多くの人々が行政と価値観を共有して、優先して解決すべき課題を選択し、市民自らも「創り手」となっていくことで、相互に支え合い、すべての市民がより安心して暮らしていくことができるよう、基本理念を「みんなで支え合い、共に生きるまち」と定め、福祉のまちづくりを進めていきます。

2 基本理念の実現に向けた基本目標

(1) 地域福祉の担い手の育成・住民参画の促進

地域福祉の主体は住民です。行政による福祉サービスのみでは、地域における多様な生活課題には十分に対応できず、これからの福祉においては、住民や地域団体の積極的な関与が重要です。

市民の地域福祉に対する意識の向上を図るとともに、地域を支える主体としての育成を図ります。

(2) 住み慣れた地域で必要なサービスを受けられる体制づくり

生活様式の変化により、これまでの制度では十分に対応できないような生活課題も生じるようになりました。また、その生活課題も複雑化しており、個別の対応が必要なケースも生じるようになっていきます。

既存の福祉サービスを持続的に提供できるよう、適切なサービスの提供に努めるとともに、複雑化する生活課題に対しても対応できるよう、各種福祉機関等との連携を図っていきます。

(3) 安心して住み続けられる快適なまちづくり

あらゆる市民が暮らしやすい新見市であるためには、ハード・ソフト両面からの生活環境の整備が不可欠です。心理的・物理的なバリアフリーが実現されることはもちろん、災害等の非常時においても、必要な支援が得られるような環境づくりが必要です。

他分野の計画・施策等とも連携しながら、より暮らしやすいまちづくりを進めていきます。

(4) 地域福祉を支える市の体制強化

住民が主体となる地域福祉においては、行政が組織横断的に各主体間の連携を図っていくことが今まで以上に重要となります。

既存の福祉制度に基づくサービスの適正な提供に努めつつ、住民のより積極的な福祉への参加を目指し、必要な情報の提供や各種団体とのネットワーク強化、庁内における連携の強化を図っていきます。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策
みんなで支え合い、共に生きるまち	基本目標 1 地域福祉の担い手の育成・住民参画の促進	1 住民同士の交流の促進 2 福祉活動等の普及啓発の推進 3 地域福祉活動の活性化と担い手の育成
	基本目標 2 住み慣れた地域で必要なサービスを受けられる体制づくり	1 高齢者福祉サービスの充実 2 障がいのある人への支援の充実 3 子どもと子育て中の保護者への支援の充実 4 健康増進の総合的な推進 5 社会的支援を必要とする人へのサポート
	基本目標 3 安心して住み続けられる快適なまちづくり	1 安全で快適なまちづくりの推進 2 地域防犯・交通安全対策の強化 3 権利擁護施策の強化 4 災害に強い地域づくり
	基本目標 4 地域福祉を支える市の体制強化	1 住民への福祉情報の提供 2 福祉団体とのネットワーク強化 3 総合的な相談体制・ケアマネジメント機能の充実



第4章 施策の推進

第1節 （基本目標1）地域福祉の担い手の育成・住民参画の促進

1 住民同士の交流の促進

（1）施策の方向性

人口減少、少子高齢化が進む中では、地域における支え合いやつながりが希薄化しつつあります。今後、将来に向けて健康で幸せを実感する住みよい地域づくりを進めていくためには、地域の課題などを「我が事」として捉え、住民同士の助け合いや市民、事業所、行政等との協働をさらに推進していく地域共生社会の構築が重要となっています。

また、多様性の尊重やノーマライゼーションの理念に基づくまちづくりを推進し、誰一人残さない社会参加の促進を図ります。

アンケート調査結果では、地域活動やボランティア活動に参加しやすくなる条件として、約3割の市民が「共に活動する仲間や友人がいること」をあげており、生涯学習・生涯スポーツなどを通じて、日頃の住民同士の交流を支援するとともに、活動団体同士の交流を図ることで、地域のつながり力の強化を図ります。

■目指す姿

日頃からあいさつや声かけが交わされ、地域でのつながりが感じられている。

■住民一人ひとりに地域でしてほしいこと【自助・互助】

- 地域活動に参加しましょう。
- 地域のサークルや活動団体との積極的な交流を図りましょう。
- 普段のあいさつなど、常日頃からの声かけを心がけましょう。

（２）市の取組【公助】

取 組	内 容	担当課
協働による地域づくりの推進	地域の課題解決や地域活性化を図る地域運営組織の整備を促進するとともに、地域活動への幅広い世代の参加を促します。	総合政策課
子育て広場の充実	子育て中の親子が気軽に交流し、子育ての不安の緩和や子どもの健全な育成を図る場として、子育て広場の充実と利用促進に努めます。	子育て支援課
社会参加の促進	高齢者や障がい者の多様な生きがいをづくりの推進や社会参加の機会を支援します。	福祉課

2 福祉活動等の普及啓発の推進

(1) 施策の方向性

地域福祉を推進するためには、「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方を助け合いの基盤とし、生活困窮やダブルケア、ひきこもり、社会的孤立、孤立死等の複合化・複雑化する課題への対応等も視野に入れた包括的な支え合いのあり方を検討していく必要があります。

誰もが、住み慣れた地域で安心してその人らしい尊厳のある生活を送るために、市民や地域が複合化・複雑化する課題にいち早く気づき、行政や福祉関係者、市民等が互いに協力して対処できるよう地域課題の解決に向けた機運の醸成に努め、地域福祉の考え方や障がい等への対応といった基本的な知識等を様々な媒体を活用した幅広い広報・普及を推進します。

■目指す姿

地域福祉や障がいへの理解が深まっており、一人ひとりの人格や個性が尊重されて支え合いが自然とできている。

■住民一人ひとりに地域でしてほしいこと【自助・互助】

- 地域で行われるイベントや行事に積極的に参加しましょう。
- ボランティアに参加しましょう。

(2) 市の取組【公助】

取 組	内 容	担当課
小規模多機能自治に取り組む機運の醸成	地域運営組織を中心にした、地域課題の解決に向けた地域での機運の醸成に努めます。	総合政策課
福祉教育の推進	福祉教育の実践の場としての福祉ボランティア活動が効果的に行われるよう、各学校や福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と連携し、ボランティア活動の充実を図ります。また、あらゆる機会を通じて福祉ボランティア活動等についての情報を発信し、啓発活動に取り組みます。	福祉課
障がい者の理解促進に向けた活動の推進	広報誌や市ホームページ等を通した幅広い啓発活動を行います。また、障がい者週間期間中には街頭啓発活動や福祉フォーラム・にこにこ市などのイベント開催により障がいへの理解促進に努めます。	福祉課

3 地域福祉活動の活性化と担い手の育成

(1) 施策の方向性

アンケート調査結果では、独居高齢者など気にかかる人には約5割の市民が「道などで会ったときには声をかけるように心がけている」と回答し、支援の方向性としては約4割の市民が「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」と回答しています。

また、できる支援としては「見守り・安否確認」、「話し相手」といった自分にできる範囲の方法が多くなっています。

地域の福祉活動は、民生委員・児童委員、社会福祉協議会といった専門知識を有する個人や団体が中心となって進めています。が、隣近所の顔を合わす人たちが日常生活における不安や困りごとの相談に乗ったり、様々な支援へつないだりする役割を自分のできる範囲で協力してもらうなど、地域全体での地域福祉活動を活性化していきます。

潜在的な地域福祉の担い手としては、アンケート調査結果では約4割の市民がボランティア活動へ「参加している」「まったく参加したことはないが、今後参加したい」と回答しており、地域福祉の担い手として各種サポーターの養成講座への参加等を促進していきます。

■目指す姿

地域福祉活動にみんなが関心を持っており、自分のできる範囲での協力により、みんなで支え合っている。

■住民一人ひとりに地域でしてほしいこと【自助・互助】

- 地域で行われる活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう。
- 民生委員・児童委員など、地域を支える人の活動に関心を持ちましょう。

(2) 市の取組【公助】

取 組	内 容	担当課
民生委員・児童委員の活動に対する支援	民生委員・児童委員の活動に対し、各種福祉サービスの情報提供や関係機関との連携などの支援を行います。	福祉課
新見市社会福祉協議会への支援	新見市社会福祉協議会の活動を支援することで、地域福祉の推進を図ります。	福祉課

取 組	内 容	担当課
小規模多機能自治の推進	地域課題の解決や地域活性化を図る地域運営組織を整備するため、地域担当職員がパイプ役を担いながら、地域と行政との協働による地域づくりに取り組みます。	総合政策課
福祉人材の養成	手話奉仕員や市民後見人等の養成講座を開催し、福祉人材の養成を図ります。	福祉課
保育サポーターの養成	ファミリー・サポート・センター事業等において、育児等の援助を行う保育サポーターの養成を図ります。	子育て支援課
認知症サポーターの養成	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族をあたたく見守り支援する認知症サポーターを養成します。	介護保険課
新見公立大学との連携	新見公立大学の人材や知見を活用し地域福祉活動の推進を図ります。	総合政策課

第2節 （基本目標2）住み慣れた地域で必要なサービスを受けられる体制づくり

1 高齢者福祉サービスの充実

（1）施策の方向性

本市の高齢化率は令和5年3月末現在で43.2%となっており、高齢者のみの世帯や独居高齢者が増加することが見込まれます。地域での見守り活動やサロン活動を積極的に進め、介護予防や生涯活躍できる健康づくり、孤独・孤立化への対応を促進していきます。

また、介護保険施策の充実と持続可能な取組の推進に向けて、介護人材の確保・育成を促進するとともに、市民、地域、関係団体、サービス提供事業所等の関係機関と連携し、地域全体で高齢者福祉施策の総合的な推進を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

■目指す姿

生きがいや活躍の場があり、自分の住み慣れた地域の中でやさしさに包まれて、最期まで健康でいきいきと暮らしている。

■住民一人ひとりに地域でしてほしいこと【自助・互助】

- 地域で開催されているサロン活動に積極的に参加しましょう。
- 一人で抱え込まず、周りの人に相談しましょう。
- 介助・介護する人は、行政機関や事業所に相談しましょう。

（2）市の取組【公助】

取 組	内 容	担当課
独居高齢者の見守り	80 歳以上の独居高齢者で介護サービスを利用していない人に対し、月に一度訪問し、見守り活動を行います。	福祉課
地域ケア会議の開催	住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、住民・行政・保健・医療・福祉の各関係機関が相互に連携し、困りごとの解決に向けて、地域で支え合う体制づくりを推進します。	介護保険課

取 組	内 容	担当課
在宅医療・介護の連携	住み慣れた地域で人生の最期まで暮らし続けることができるよう、医療・介護関係機関の多職種連携を推進します。	介護保険課
福祉用具・住宅改修にかかる支援	住み慣れた住宅で、安全に生活ができるよう、福祉用具の貸与や購入費の一部助成を行います。 また、廊下やトイレ等の手すりの取り付け、段差解消のための住宅改修費の一部を助成し、本人の自立や介護者の身体的・経済的負担を軽減し、在宅で生活しやすい環境の整備を図ります。	福祉課 介護保険課
在宅介護者への支援	要介護者を、自宅で介護する家族に対し、介護手当を支給します。	福祉課
認知症カフェの普及	認知症の人や家族が、地域の人や専門家と情報を共有し、お互いに理解し合う集いの場となる「認知症カフェ」の設置を推進します。	介護保険課
シルバー人材の活用	新見市シルバー人材センターと連携し、元気な高齢者が地域で活躍できる場の提供を図ります。	福祉課
介護人材の確保	社会福祉協議会や新見公立大学、関係機関との連携を強化し、学生等若年層へ介護に対する正しい知識と、人の尊厳ある暮らしを支える専門職としてのやりがいを発信することにより、離職防止に努め、介護人材の確保に努めます。 介護人材の確保や定着、育成のため、奨学支援金に変わる制度の見直しについて検討します。	介護保険課

2 障がいのある人への支援の充実

(1) 施策の方向性

平成 28 年 5 月に改正された「障害者総合支援法」には、障がいのある人が住み慣れた地域で可能な限り必要な支援を受けられるようにすること、社会参加の機会の確保などが基本理念として定められています。また、令和 5 年 3 月に閣議決定された「障害者基本計画（第 5 次）」においては、差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止、安全・安心な生活環境の整備、情報アクセシビリティの向上など、障がいのある人本人による意思決定や自立及び社会参加の支援等のための総合的・計画的な推進を図っています。

アンケート調査結果では、障がいがある人などへの支援について、約 4 割の市民が「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」と回答しつつ、2 割弱の市民が「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」と回答しており、障がいのある人への理解を市全体で深めていけるよう努めていきます。

また、障がいの有無に関わらず、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合う地域共生社会の実現に向け、必要なサービス提供に努め、障がいのある人の地域での自立を支援していきます。

■目指す姿

障がいのある人が、必要とする支援・サービスを享受し、地域で自立した生活を営み、積極的に社会参加がされている。

■住民一人ひとりに地域でしてほしいこと【自助・互助】

- まちなかで困っている人を見かけたら、声をかけましょう。
- 困っている人がいたら、相談に乗りましょう。
- 一人で抱え込まず、周りの人に相談しましょう。

(2) 市の取組【公助】

取 組	内 容	担当課
障がいのある人からの相談支援	相談に総合的に対応するため、精神保健福祉士や臨床心理士等を障害者地域活動支援センターに配置し相談業務を行います。	福祉課
障がいのある人に対する理解の促進	障がい者支援パンフレットや市ホームページ、SNS などの様々な媒体を活用するほか、福祉フォーラムの開催を通じて、市民が障がい等についての理解や認識を深められるよう努めます。	福祉課

取 組	内 容	担当課
継続的な障がい福祉サービスの提供	自立した地域生活を目指し、個々のニーズに適したサービスを提供し、障がい者（児）の地域生活を支援します。	福祉課
社会的自立に向けた支援	社会参加・自立を促進するため、福祉事業者等の支援者の連携を強化し、継続的に支援を行います。	福祉課

3 子どもと子育て中の保護者への支援の充実

(1) 施策の方向性

人口減少とそれに伴う少子化の進行により、地域のつながりが希薄化しています。年少人口比率は令和5年時点で1割を下回っており、今後も少子化は長期的に継続することが見込まれます。

アンケート調査結果では、福祉のまちづくりを進めるうえで重要な取組として、約4割の市民が「安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる」と回答しています。

子育ての当事者である保護者の多くが、就労形態の多様化などにより金銭的・時間的・心理的な負担が大きい状態に置かれていることから、子育て支援の充実を通じて、子育てを社会全体で支える仕組みの強化を図っていきます。

また、すべての子どもが健やかに育ち、その特性や資質を活かして活躍できるよう、地域全体で子どもの成長を支援していくことのできる地域を醸成し、子どもが安心して過ごせる環境づくりを引き続き進めていくとともに、変化の速い社会情勢に応じた教育を提供していきます。

■目指す姿

子どもがすくすくと成長し子育てが地域で安心してできるよう、地域全体で支える体制ができている。

■住民一人ひとりに地域でしてほしいこと【自助・互助】

- 子どもの見守り活動に積極的に参加しましょう。
- 身近に悩んでいる保護者がいたら相談に乗りましょう。
- 市の広報やウェブサイトをチェックしましょう。

(2) 市の取組【公助】

取 組	内 容	担当課
妊娠から子育て期における切れ目のない支援の充実	こども家庭センター（設置予定）が中心となって、親子手帳の交付や乳幼児健診、妊婦・新生児等訪問指導や育児における相談などをワンストップで対応することで、安心して妊娠・出産・子育てができる子育て環境の創出に努めます。 また、不妊・不育治療を受ける人の相談や、経済的負担を軽減する支援に努めます。	子育て支援課 健康医療課

取 組	内 容	担当課
経済的支援の充実	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、保育料の無償化や副食費の免除、ファミリー・サポート・センター事業の利用料助成等を実施します。	子育て支援課
多様な保育サービスの提供	子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境づくりに向けて、保育所等でニーズに応じた受入体制が確保できるよう努めるほか、一時保育、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業等の多様な保育サービスを提供します。	子育て支援課
保育サポーターの養成 【再掲】	ファミリー・サポート・センター事業等において、育児等の援助を行う保育サポーターの養成を図ります。	子育て支援課
家庭児童相談室の設置	家庭児童相談室を設置し、家庭児童福祉に関する相談指導業務の充実・強化を図ります。	子育て支援課
要保護児童対策地域協議会の運営とこども家庭センターによる支援体制の強化	児童虐待などの要保護児童等の問題に対し、こども家庭センター（設置予定）や関係機関及び団体間における連携・連絡を密にし、適切な対応を行うとともに相談体制の強化を図ります。	子育て支援課
新見市子育て支援金支給事業	子育て支援金として出生祝金を支給します。	子育て支援課
新見市子育て支援医療費助成事業	児童の健康保持及び増進に寄与するとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て環境の充実を図るため、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの子どもの医療費の自己負担分の全額を支給します。	子育て支援課
放課後児童健全育成事業の実施	放課後や長期休業時の家庭保育が困難な地域の放課後児童クラブが安定して運営できるよう支援を行います。	学校教育課
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置・活用	スクールカウンセラーを配置し、児童生徒が悩みや不安を相談できる体制を整備します。 スクールソーシャルワーカーを活用し、学校、家庭と関係機関の連携を図り、問題に対して適切な対応ができるように努めます。	学校教育課
療育が必要な子どもの早期発見・早期対応	臨床心理士や保健師等専門職による保育所等巡回や相談支援により、発達に不安のある幼児や児童の早期発見に努めます。 支援が必要な幼児やその保護者に対しては、要観察児教室や子育て応援講座、児童発達支援サービス等の利用につないでいきます。	福祉課 健康医療課

4 健康増進の総合的な推進

(1) 施策の方向性

「健康」であることはすべての人の願いであり財産であるといえます。国においては、健康増進法第7条第1項の規定に基づき、令和5年5月「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(以下「新基本方針」という。)」を公表し、計画期間を令和6年度から令和17年度(2035年度)とする健康日本21(第三次)を推進することとしています。

「新基本方針」は、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開とより実効性を持つ取組の推進を通して、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示しています。

本市では、生活習慣病の予防や介護予防に向け、日々の健康に関する正しい知識の普及を図るよう健康教育を促進するとともに、新見医師会や新見市ドクターネットワーク等関係団体との連携により、医療体制の確保・強化を図ります。

また、身体のみならず、こころの健康づくりにも努めていく必要があります。国においては、平成28年に「自殺対策基本法」を改正するとともに、令和4年の「自殺総合対策大綱」の見直しにより、①子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化、②女性に対する支援の強化、③地域自殺対策の取組強化、④総合的な自殺対策の更なる推進・強化を重点とし、自殺対策を進めています。本市においても、新見市自殺対策計画に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない地域づくりを進めていきます。

■目指す姿

自分のこころと身体健康管理ができており、生涯にわたって元気に活躍している。

■住民一人ひとりに地域でしてほしいこと【自助・互助】

- 定期的に健診を受けましょう。生活習慣の改善に努めましょう。
- 受動喫煙を防止しましょう。周囲に気を配り、喫煙マナーを守りましょう。
- 節度ある飲酒に心がけましょう。
- 日頃からあいさつをしましょう。
- 一人で悩まず、周囲の人に相談しましょう。悩みを抱えた人がいたら相談に乗りましょう。

(2) 市の取組【公助】

取 組	内 容	担当課
健康教育の実施	自分の身体の状態を知り、健康的な生活習慣を身につけ、健康を保持・増進ができるよう支援します。	健康医療課
健康相談の実施	健康診査の結果により、健康に関する不安を持っている対象者の個別の相談に応じ、必要な助言を行います	健康医療課
健康診査・特定健康診査の受診勧奨	生活習慣病の早期発見・早期治療のため、検診に関する情報や必要性を周知し、受診率の向上に努めます。	市民課 健康医療課
にいみ 24 時間安全安心相談ダイヤル	医師・看護師等の専門職による電話相談ダイヤルを設置し、市民の健康・医療に関する不安の軽減を図ります。	健康医療課
医療体制の確保・強化	新見医師会や新見市ドクターネットワーク等関係団体との連携により、医療体制の確保を図ります。また、看護学生への奨学支援金給付に加え、さらなる看護師の確保対策を検討します。	健康医療課
介護予防事業の実施	高齢者ができる限り要介護状態になることなく、地域で役割を持ち、健康で生き生きとした生活を送ることができるよう支援します。	介護保険課 健康医療課

5 社会的支援を必要とする人へのサポート

(1) 施策の方向性

本市では、社会福祉協議会内に「新見市生活相談支援センター」を設置し、仕事や生活の困りごとを抱えた人に対し、それぞれの支援プランを作成し、専門の支援員が状況を踏まえて専門機関と連携しながら解決に向けた支援を行っています。

困りごとを抱えた人は、複数の課題を抱えている場合もあり、1つの制度だけでは対処しにくいこともあります。制度の狭間で悩み事を抱える人に対し、適切な支援を届けることができるよう、包括的な相談支援体制の構築を進めるとともに、地域福祉活動を支援し、地域力の向上を図ります。

■目指す姿

みんなが困りごとを抱える人に気づくことができ、地域や関係機関で連携した支援ができている。

■住民一人ひとりに地域でしてほしいこと【自助・互助】

- 一人で悩まず、周囲の人や公的機関に相談しましょう。
- 身近に悩んでいる人がいたら相談に乗りましょう。
- 市の広報やウェブサイトをチェックしましょう。

(2) 市の取組【公助】

取 組	内 容	担当課
安定した居住環境の提供	高齢者や子育て世帯、低所得者、DV 被害者等を対象に、生活の安定を図るため、市営住宅等を提供します。 また、住居確保給付金の周知を図るとともに、離職等による経済的困窮を理由に住居を失ったあるいはその恐れがある者に対しては、安定した住居の確保と就労自立を図ります。	都市整備課 福祉課
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、その自立に向けたアセスメントの実施、プランの作成等の支援を行うほか、関係機関とのネットワークづくりを行います。	福祉課

取 組	内 容	担当課
生活困窮者家計改善支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、情報提供や助言・指導を行うことで、相談者自身の家計管理能力の向上を図るとともに、早期の生活再建を支援します。	福祉課
子育て支援ヘルパーによる訪問支援	身体的・精神的事情等により、児童の養育が困難な家庭の子育てを支援するため、子育て支援ヘルパーを派遣します。	子育て支援課
ひとり親家庭に対する相談体制の充実	母子・父子自立支援員による家庭訪問や情報提供など相談体制の充実を図り、ひとり親家庭等の自立を促します。	子育て支援課
ひとり親家庭等の医療費助成	ひとり親家庭等を対象に、自己負担額の一部を助成します。	子育て支援課
ヤングケアラー支援体制の構築に向けた取組	大人が担うような家族の家事や介護を、子どもが日常的に行っている「ヤングケアラー」について、民生委員・児童委員をはじめ児童相談所や子育て支援担当部署、学校、教育委員会、関係機関等と連携を図り、ヤングケアラーが疑われる児童・生徒の把握に努めるとともに、今後の対策を検討します。	学校教育課 子育て支援課
ひきこもり、社会的孤立に対する支援	生活の困りごとや就労、心身の問題について、相談に応じ、解決に向けて支援を行います。	福祉課 健康医療課

第3節 （基本目標3）安心して住み続けられる快適なまちづくり

1 安全で快適なまちづくりの推進

（1）施策の方向性

平成 18 年 12 月に施行されたバリアフリー法は、高齢者、障がい者等の移動及び施設の利用の利便性及び安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的としており、ハード・ソフト施策の充実や、高齢者・障がい者等を含むすべての人が暮らしやすいユニバーサル社会の実現を目指しています。平成 30 年の改正では、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」が明確化されたほか、「心のバリアフリー」として、高齢者、障がい者等に対する支援が明記され、令和 2 年の改正では、国民に向けた広報啓発の取組推進として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、バリアフリースイレ等の適正な利用の推進」が国や国民等の責務として規定されています。

本市においても様々な公共施設でスロープの設置や「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度等の導入などを図ってきましたが、未整備の公共施設等が残されていることから、引き続き取組を進めていきます。

また、移動手段の確保は、高齢化の進む本市においては、その重要性はますます高く、アンケート調査結果でも、福祉のまちづくりを進めるうえで重要な取組の第 1 位として約 4 割の市民が「交通の利便性の確保を進める」ことを回答しています。日常生活に必要な移動手段については、既存の交通手段等の維持・確保を引き続き図っていくとともに、タクシー利用料金の一部を助成することで、日常生活の利便性の向上を図ります。

■目指す姿

誰でも安心して移動や施設を活用できるよう整備されたまちとなっており、気持ちよく毎日が過ごせている。

■住民一人ひとりに地域でしてほしいこと【自助・互助】

- まちなかで困っている人を見かけたら声をかけましょう。
- 道路や通路に、通行を阻害するものは放置しないようにしましょう。
- 公共交通機関を積極的に利用しましょう。

(2) 市の取組【公助】

取 組	内 容	担当課
公共施設のユニバーサルデザインの推進	官民一体となって建築物のユニバーサルデザイン等の促進を図り、子どもや高齢者、障がいのある人が利用しやすい公共建築物の改善・整備を検討していきます。	総務課 福祉課 都市整備課
心のバリアフリーの推進	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人が、相互に理解を深め、支え合うことができるよう啓発活動に取り組みます。	福祉課
通行しやすい道路環境の整備	段差の解消や誘導設備の設置など、障がいのある人でも安心して通行できる道路環境の整備を進めます。	建設課
住宅改修費の給付	障がい者や要介護高齢者の住宅において、廊下やトイレ等への手すりの取り付けや段差解消により、日常生活における障壁の軽減を図ります。	福祉課 介護保険課
公共交通の維持確保	地域の交通手段を維持確保するため、乗合タクシーや路線バスなどを組み合わせることにより、地域ごとに利用しやすい持続可能な公共交通の実現に取り組みます。	交通対策課
市営住宅の供給	高齢者や障がい者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する住宅確保要配慮者が入居できる市営住宅を供給し、居住の安定を図ります。	都市整備課
移動手段の確保	高齢者等の交通弱者へタクシー利用料金の一部を助成することで、日常生活の利便性の向上を図ります。	福祉課

2 地域防犯・交通安全対策の強化

(1) 施策の方向性

安心して日常生活を送るためには、市民一人ひとりの心身や権利、財産等の安全が確保されていることが大切です。全国的には、振り込め詐欺に代表される特殊詐欺の被害件数は増加傾向にあり、本市においては、防犯機能を備えた電話機の貸出を行っています。また、めまぐるしく変化する社会情勢による多種多様な消費者トラブルや消費生活等への不安や悩みに対処できるよう相談体制を強化するとともに、関係機関との連携を図りつつ、正しい知識や理解の周知拡大を図ります。

交通安全対策としては、関係機関・団体と連携し、子どもから高齢者まで交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全活動への取組を推進します。

■目指す姿

子どもから高齢者まで誰もが安全・安心して活動できるよう、運転マナーが良く犯罪等が起きにくい地域となっている。

■住民一人ひとりに地域でしてほしいこと【自助・互助】

- 一人で判断せず、周囲の人や公的機関に相談しましょう。
- 身近に悩んでいる人がいたら相談に乗りましょう。
- 市の広報やウェブサイトをチェックしましょう。

(2) 市の取組【公助】

取 組	内 容	担当課
交通安全運動の実施	交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、積極的な交通安全活動への取組を推進します。	交通対策課
防犯組合等への防犯灯設置補助	地域の防犯活動を支援するため、設置補助を行い、安全安心なまちづくりを推進します。	交通対策課
消費生活問題に関する相談支援	悪質商法や振り込め詐欺などの被害から市民の安全な暮らしを守るため、専門の相談員による消費生活相談を実施します。	交通対策課
特殊詐欺等被害防止対策機器設置の支援	特殊詐欺などの被害から市民を守るため、65歳以上の人を対象に、防犯機能を備えた電話機の貸出を行います。	交通対策課

3 権利擁護施策の強化

(1) 施策の方向性

認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことは、共生社会の実現に向けて喫緊の課題であり、国においては、令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定し、成年後見制度利用促進に関する施策を進めています。成年後見制度の理解や十分な利用がなされていない状況となっており、制度の周知を図り、支援を必要とする人が適切に利用できるよう、取組を進めていきます。

また、全国的に、子どもや高齢者、障がい者などに対する虐待あるいはDVによる事件等が増加しており、虐待と思われるケースの早期発見に向けた情報共有と支援の体制構築を図るとともに、虐待防止に向けた啓発を促進していきます。

■目指す姿

権利擁護に関する制度が理解されており、気軽な相談と適切な運用が受けられる地域となっている。

■住民一人ひとりに地域でしてほしいこと【自助・互助】

- 虐待などが疑われる場合には、行政などの相談支援機関や民生委員・児童委員などに知らせましょう。
- 一人で悩まず、身近な人や相談窓口にご相談しましょう。

(2) 市の取組【公助】

取 組	内 容	担当課
成年後見制度の利用促進	必要な人が、必要なときに成年後見制度を利用できるようにするため、制度の理解を促進します。 また、必要な人には、市長申し立てを行うとともに、制度利用にかかる費用の助成を行います。	福祉課 介護保険課
権利擁護の啓発及び支援	研修会の開催や広報誌等を活用して、権利擁護に関する情報の周知を図り、必要な人が制度利用できるように支援します。 相談を受けた場合は、情報共有を行い、利用者の権利擁護の推進を図ります。	福祉課 介護保険課

取 組	内 容	担当課
権利擁護センター体制強化	権利擁護の核となる中核機関と連携して、支援の必要な人が適切に権利擁護の制度を利用できるよう相談体制の強化に努めます。	福祉課 介護保険課
新見市子ども条例の周知・啓発	すべての子どもが心豊かで健やかに育つ社会の実現に向けて、子どもの権利と大人の役割についてパンフレットを用いて周知・啓発を行います。	学校教育課 子育て支援課
虐待防止ネットワークの構築	虐待を発見した民生委員・児童委員や事業者等が速やかに通報、相談できる体制づくりを推進します。 また、関係機関の代表者からなる「要保護児童対策地域協議会」や「新見市権利擁護協議会」を開催し、現状や課題の共有、連携方法や対策のあり方等を検討します。	子育て支援課 福祉課 介護保険課
虐待防止の啓発と虐待への対応	市民や民生委員・児童委員、関係者に虐待防止の普及啓発とあわせて通報義務の周知を図ります。 通報や相談があった場合は、「虐待防止・対応マニュアル」に基づき、関係機関の助言を得ながら、迅速で的確な支援が行い、再発防止に取り組めます。	子育て支援課 福祉課 介護保険課

4 災害に強い地域づくり

(1) 施策の方向性

近年は甚大な被害を発生させる想定外の自然災害が頻繁に起きており、災害に強い地域づくりを進めていくためには、建物やライフライン等の耐震化や砂防ダム等の土砂災害対策といったハード面の整備のみならず、災害時においても地域住民が助け合い、支え合える関係性を構築する、ソフト面での備えが重要となっています。特に支援を必要とする障がい者や高齢者などの避難行動要支援者への支援体制の構築も不可欠となります。引き続き、災害に備えたまちづくりを進めていきます。

■目指す姿

子どもから高齢者まで誰もが「自分の命は自分で守る」ための知識を持ち、支援が必要な人が安心できる地域の体制が整っている。

■住民一人ひとりに地域でしてほしいこと【自助・互助】

- 普段のあいさつなど、常日頃からの声かけを心がけましょう。
- 災害に備えて食料の備蓄をするなど「自助」に努めましょう。
- 災害時の避難所や避難路をあらかじめ確認しておきましょう。
- 災害時に支援が必要と思われる人がいたら、避難行動要支援者名簿への登録を促し地域で「互助」できる支援体制をつくりましょう。

(2) 市の取組【公助】

取 組	内 容	担当課
指定避難所の整備・充実	避難者が不自由なく避難所生活が送れるよう施設の整備や備蓄品等の充実を図ります。	総務課
福祉避難所の設置	指定避難所での生活に支障があると認められる要配慮者について、福祉避難所への受け入れ体制の調整を行い、避難支援を行います。	総務課 介護保険課 福祉課
災害時における避難路の確保	災害時における市民の安全な避難路を確保するため、既存路線の適正な維持管理及び新規路線の検討を行います。	建設課
地域防災力の強化	自主防災組織との連携強化を図り、避難支援や防災活動が効果的に行われるよう、地域における協力体制の強化を図ります。	総務課

取 組	内 容	担当課
避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備	災害時の避難に支援を必要とする人の名簿作成など情報を整理し、個別避難計画の作成を推進するとともに、福祉避難所等への避難体制づくりを図ります。	総務課 福祉課 介護保険課 健康医療課

第4節 （基本目標4）地域福祉を支える市の体制強化

1 住民への福祉情報の提供

（1）施策の方向性

地域福祉は、住民や団体・事業者と行政が一体となって進めていくものであり、住民や団体・事業者による主体的なアクションや関与が不可欠です。すべての市民が支え、支えられる関係性を構築していくためには、福祉に関する情報が団体・事業者を含めたすべての市民に共有されている必要があります。

市が取り組む福祉関連事業について、市報にいみやホームページ、SNSやイベント等を通じて周知を図っていきます。また、制度の改正等があった場合には、速やかかつ正確な情報提供を図ります。

■目指す姿

福祉に関する情報が速やかで正確に提供されており、関係者全員で共有されている。

■住民一人ひとりに地域でしてほしいこと【自助・互助】

- 福祉に関する情報を積極的に収集しましょう。
- 地域の活動に積極的に参加しましょう。

（2）市の取組【公助】

取 組	内 容	担当課
広報紙による情報提供	健康づくりや介護予防、障がい者福祉等福祉などに関する記事を「市報にいみ」に掲載し、市民に広く周知します。	福祉部関係課
ウェブサイトによる情報の提供	新見市の公式ウェブサイトを適宜見直し、よりわかりやすく、使いやすいウェブサイトとするよう努めます。	福祉部関係課
各種ガイドブックの発行	福祉サービスに関する情報などを取りまとめ、市民にわかりやすく提供します。	福祉部関係課

2 福祉団体とのネットワーク強化

(1) 施策の方向性

地域福祉は、行政が単体で推進できるものではなく、地域に暮らす住民や活動団体など、地域に存在するすべての主体の関与によって実現されるものです。

地域内での支え合い活動を活発にし、地域の力を向上させていくため、福祉サービスを提供する事業所のみならず、NPO、ボランティア団体等との連携を強固にし、支援を必要とする市民が適切なサービスを受けることができるよう、福祉ネットワークの構築・強化を引き続き図っていきます。

■目指す姿

地域住民も含めた福祉に関するネットワークが構築されており、支援を必要とする市民が適切なサービスが受けられている。

■住民一人ひとりに地域でしてほしいこと【自助・互助】

- 地域で行われるイベントなどに積極的に参加しましょう。
- 幅広い世代の人と交流しましょう。

(2) 市の取組【公助】

取 組	内 容	担当課
地域ケア会議の開催 【再掲】	住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、住民・行政・保健・医療・福祉の各関係機関が相互に連携し、困りごとの解決に向けて、地域で支え合う体制づくりを推進します。	介護保険課
NPO活動やボランティア活動への支援	NPOやボランティア団体との間でネットワークづくりを進め、活動の充実や活動へ参加する人の増加につなげます。	総合政策課 福祉課

3 総合的な相談体制・ケアマネジメント機能の充実

(1) 施策の方向性

長寿命化や晩婚化・晩産化、共働き世帯の増加等に代表される社会情勢の変化は、個人の生活様式にも大きな影響を与えています。ダブルケアやひきこもり、親亡き後の問題、再犯防止への支援など、これまでに整備されてきた福祉制度では十分に対応できない課題も顕在化するようになっており、今後ますます分野横断的な生活課題への対応が強く求められるようになります。市民一人ひとりの生活課題を総合的に捉え、解決に向けたコーディネーターの役割を果たす機関が必要です。

子ども・子育てや障がい者福祉、高齢者福祉といった各分野におけるサービス提供者間の連携を図り、情報を共有するとともに、それぞれの分野において専門性の高い人材の育成を図ります。

■目指す姿

生活の課題が複雑化・多様化、多重化する中で、分野横断的な対応がなされる相談体制や関係機関の連携がとれている地域となっている。

■住民一人ひとりに地域でしてほしいこと【自助・互助】

- 支援活動を行う個人・団体同士で情報交換を積極的に行いましょう。
- 幅広く正しい知識を身につけるようにしましょう。
- 困りごとは身近な相談機関に相談しましょう。

(2) 市の取組【公助】

取 組	内 容	担当課
子育て支援センターによる相談業務	子どもや保護者の身近な場所で、子育てに関する相談や情報発信を行います。	子育て支援課
地域包括支援センターによる総合相談業務	高齢者の総合相談窓口として、地域で生活している高齢者とその家族の様々な相談に対応し、関係機関と連携して、心身の状態に応じた適切な制度・サービスが提供されるよう支援を行います。 また、8050問題によるひきこもりやヤングケアラー問題について関係機関と連携し、相談や解決に向けて支援を行います。	介護保険課
障害者地域活動支援センターによる相談業務	精神保健福祉士や臨床心理士を障害者地域活動支援センターに配置し、相談業務を行います。	福祉課

取 組	内 容	担当課
生活困窮者等の相談業務	ひきこもりを含む生活困窮者の相談支援に包括的に対応するとともに、その自立に向けた支援を行うため、地域の関係機関とのネットワークづくりに努めます。	福祉課

第5章 地域福祉の実現に向けて

第1節 計画の推進体制の強化・充実

地域の多様な生活課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとした地域を構成する様々な主体と行政が連携して、潜在している多様な福祉ニーズに対応していく必要があります。住み慣れた地域で支え合い、助け合いながら安全で安心して暮らせる地域の福祉を形成するため、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、自治会等、NPO、ボランティア、福祉施設・福祉関係事業者・医療機関、社会福祉協議会、新見公立大学と行政がそれぞれの役割を担い、連携・協力し、協働する地域の仕組みを構築することにより、本計画の推進を図ります。

1 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を担う中心的な団体として位置づけられています。

そのため、行政と共に計画の推進役を担うとともに、その推進において地域住民や各種団体、行政との調整役として大きな役割を担うことが期待されています。

2 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、地域の人々が自立して暮らすための様々な支援を行うとともに、安心して暮らせるよう「社会福祉に関する活動を行う者」として地域福祉の推進に努めることが期待されています。

また、虐待や暴力等の問題をはじめ、対応が困難な問題を抱えている人などを早期発見・相談・支援へとつなぐ、より地域に密着した身近な地域福祉の担い手として期待されています。

3 福祉委員の役割

福祉委員は、地域の高齢者や障がい者世帯等の見守り活動や声かけ、気になることがあったときに民生委員・児童委員や関係機関へ連絡するなど、地域の福祉課題（困りごと）を早期発見する「地域のアンテナ役」です。各地区から選出された福祉委員を社会福祉協議会長が委嘱しています。

4 地域住民の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人であることを自覚することが大切です。

地域で支え合える関係をつくっていくため、地域社会の構成員の一人として、声かけやあいさつ、ちょっとした手伝いなど自分がすぐにでも取り組めることから始め、地域での集まり、地域活動、ボランティア活動などへ積極的に参加するなど、支え合い活動へつながる第一歩を踏み出していくことが期待されます。

5 地域運営組織等の役割

地域の防災・防犯活動や住民相互の親睦を深める交流活動などについて、地域運営組織等の役割がより一層重要となり、より安全で住みよい、魅力あふれる地域づくりに取り組むとともに、地域福祉を推進していくことが期待されています。

6 NPO、ボランティア等の役割

NPOやボランティアには、市民が地域福祉活動への第一歩を踏み出すためのきっかけを提供することが期待されています。

また、地域で様々な福祉活動を行っている団体と連携を図り、活動内容の充実を図り、地域の福祉ニーズへの対応を担う活動団体としての役割が期待されています。

7 保育所、認定こども園、学校、新見公立大学の役割

市内に所在する保育所、認定こども園、小中学校やPTAなどの協力を得ながら地域の絆を深めるため、あいさつ運動や声かけ運動を推進するなど、地域福祉活動の拡充を図ることが期待されます。

また、新見公立大学の人材や知見を活用し、地域福祉活動等を推進する役割が期待されます。

8 福祉施設・福祉関係事業者・医療機関の役割

福祉関係事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供、他のサービスや医療機関との連携等に取り組むことが求められています。また、福祉施設等にあっては、施設や施設利用者と地域との距離がより縮まるよう、各サービス事業者間や地域との連携を図り、地域福祉の拠点となることが期待されています。

また、今後、ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、事業のさらなる充実や新しいサービスの創出を図るとともに、地域の一員として地域活動へ参加し、より一層の交流や相互の理解が深まることが望まれます。

9 行政の役割

地域福祉の推進にあたっては、行政は住民福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

地域住民や関係団体等の自主的な取組を様々な形で支援するため、民生委員・児童委員、NPOやボランティア、社会福祉協議会、福祉関係事業者などのそれぞれの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図り、地域の福祉活動を促進させるための支援を行っていくことが必要となります。

また、社会環境の変化に伴い福祉ニーズも変化しており、それらへの対応や施策の狭間にある福祉課題へ対応するため、高齢者、障がい者、児童福祉などの各部門及び施策間の整合性を高め、福祉施策全体としてより効果が見込めるよう、庁内の連携体制を構築することが重要となっています。

第2節 計画の周知と点検及び評価体制

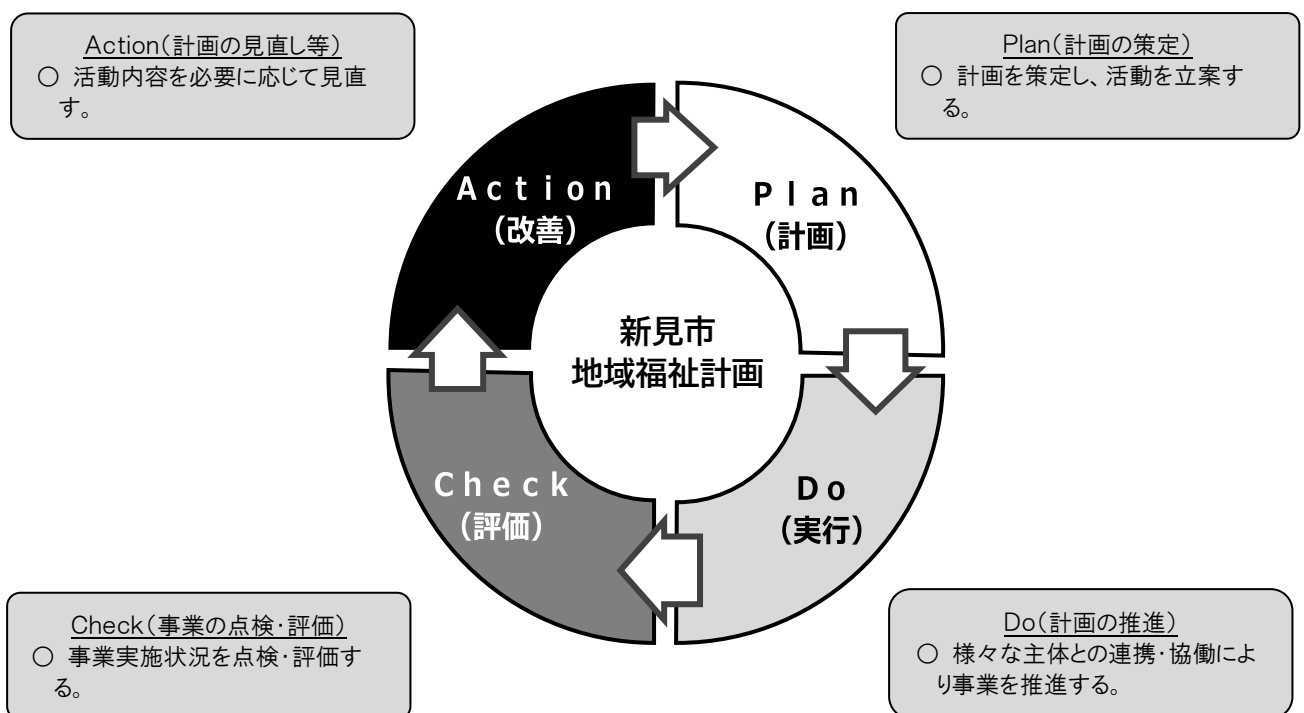
1 計画の周知

本計画の内容を幅広く市民に周知するため、「市報にいみ」や市ウェブサイト等の各種媒体を活用し、情報発信を行います。また、計画の周知を図るため、町内会や福祉委員、民生委員・児童委員などと連携し、一人ひとりの市民が主体的に地域づくりに関与できるよう努めます。

2 点検及び評価体制

本計画の着実な推進に向けて、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）によるPDCAサイクルの考えのもと、庁内において、福祉分野における取組の進捗状況の定期的な点検・評価を行うとともに、計画策定委員会において計画策定時に点検・評価結果により必要な事項の協議を行います。

【 参考／PDCAサイクルによる進捗管理 】



第6章 資料

1 新見市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 福祉サービスを必要とする市民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる地域社会の実現を目指した計画を策定するため、新見市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 新見市地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

(委員)

第3条 策定委員会の委員は20人以内で組織し、次に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係団体の代表
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の職員
- (6) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、新見市地域福祉計画の策定にかかる事務が終了するまでとする。ただし、公職にあることにより委嘱された委員は、その職を退いた時に委員の職を失うものとする。

(役員)

第5条 策定委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し組織を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

- 2 策定委員会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

2 新見市地域福祉計画策定委員会委員名簿

番号	団 体 名	役 職	氏 名	備 考
1	新見市議会 文教福祉常任委員会	委員長	小河 俊文	
2	公立大学法人 新見公立大学	教授	山本 浩史	副委員長
3	一般社団法人 新見医師会	会長	太田 隆正	委員長
4	新見市身体障害者福祉協会	会長	横田 正	
5	社会福祉法人 哲西福祉会 特別養護老人ホーム哲西荘	施設長	藤村 晃	
6	社会福祉法人 恵愛会 特別養護老人ホームおおさ苑	事務局長	山形 昌之	
7	岡山県健康の森学園支援学校	副校長	上野 信義	
8	新見市障害者自立支援協議会	会長	奈須 利雄	
9	新見市民生委員児童委員協議会	会長	船越 孝則	
10	新見市愛育委員会	会長	平田 国子	
11	新見市社会福祉協議会	会長	逸見 孝明	
12	新見市PTA連合会	副会長	仲田 一行	
13	新見市老人クラブ連合会	女性委員会 委員長	谷村 悦子	
14	支えあう野部の里	会長	中山 淳子	
15	上市地区社会福祉協議会	会長	宮本 幸子	
16	岡山県備中県民局 新見地域事務所 新見地域保健課	課長	小椋 泉	
17	新見市福祉部	部長	古家 孝之	

第3期新見市地域福祉計画

令和6年3月



発 行：新見市

編 集：福祉部 福祉課

〒718-8501 岡山県新見市新見 310 番地3

TEL:0867(72)6126 FAX:0867(72)1407
